

# 松阪市における

『包括的支援体制』を推進する為の  
**多機関協働事業**について

重層的支援体制整備事業



松阪市マスコットキャラクター  
ちやちやも

# 自己紹介

## 松阪市健康福祉部

### ■健康福祉総務課

○総務企画係

○福祉相談係

- ・福祉まるごと相談室
- ・重層的支援体制整備
- ・ひきこもり支援
- ・ごみ屋敷条例対応
- ・多機関協働事業

### ■高齢者支援課

### ■介護保険課

### ■障がい福祉課

### ■保護自立支援課

### ■保険年金課

### ■健康づくり課

[こども局]

### ■こども未来課

### ■こども家庭センター

### ■子ども発達総合支援センター

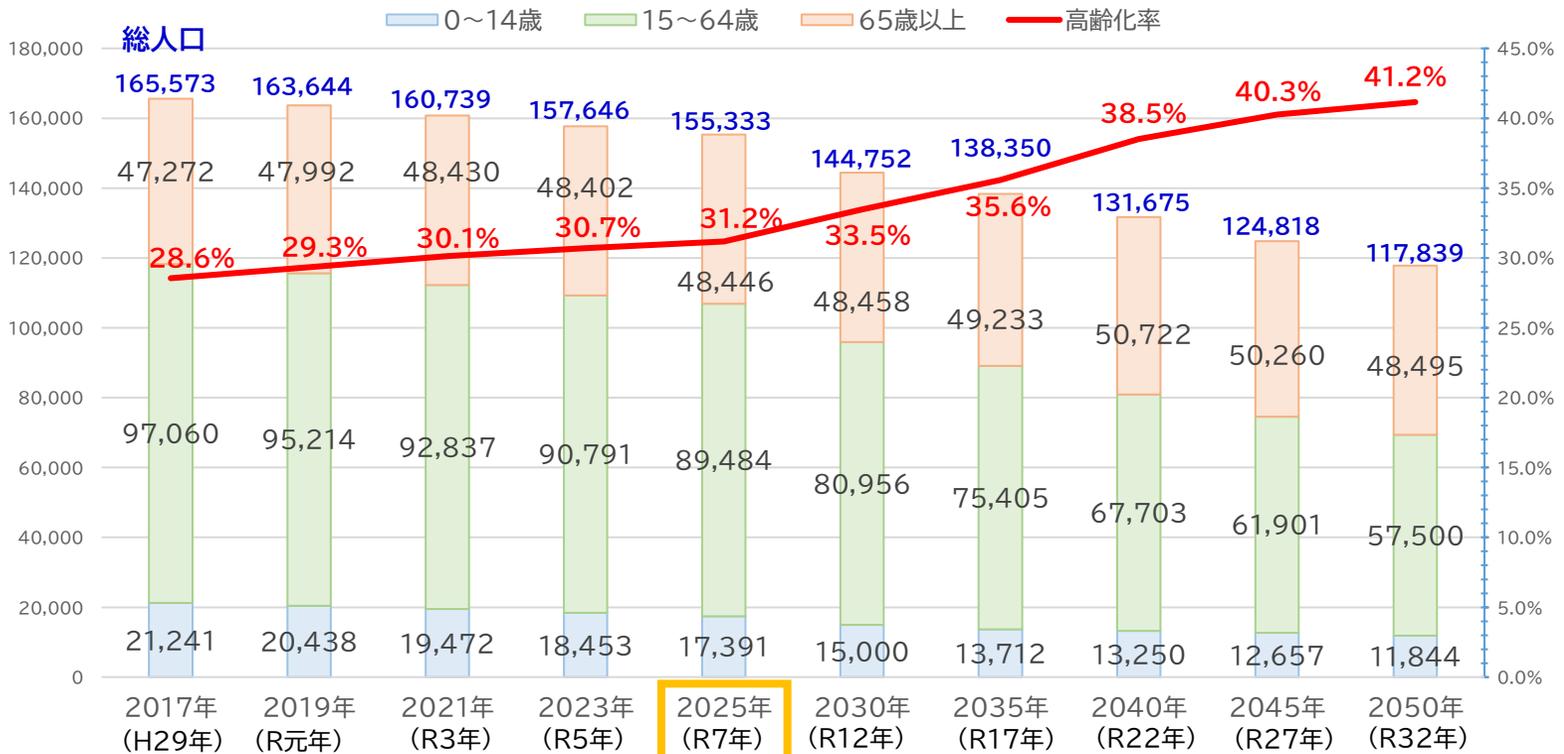
# 松阪市のすがた

## 令和7年4月1日時点の人口

## 人口と高齢化率の推移と将来推計

2050年になると **総人口 117,839人** (令和7年4月より-37,494人)  
**高齢化率 41.2%** (令和7年4月より+10%)

	総人口	65歳以上	高齢化率
松阪市	155,333人	48,458人	31.2%
本庁管内	115,031人	35,521人	30.9%
嬉野管内	18,826人	5,991人	31.8%
三雲管内	14,537人	3,459人	23.8%
飯南管内	4,011人	1,860人	46.4%
飯高管内	2,928人	1,627人	55.6%



- 「超高齢社会」とは65歳以上の人口が21%を超える社会。
- 既に「超高齢社会」となっている。



2024年以前の人口：住民基本台帳各10月1日現在より  
 2025年の人口：住民基本台帳4月1日現在より  
 2030年以降の推計人口：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計』より

# 「地域共生社会」とは…

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



# 地域共生社会の実現に向けた取組

(包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

## 地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

## 地域福祉の推進

(第4条第2項)

## 地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

## 包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

【全ての市町村に対する努力義務】

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ① 地域住民同士が支え合う機能
- ② 支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③ 地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

## 重層的支援体制整備事業

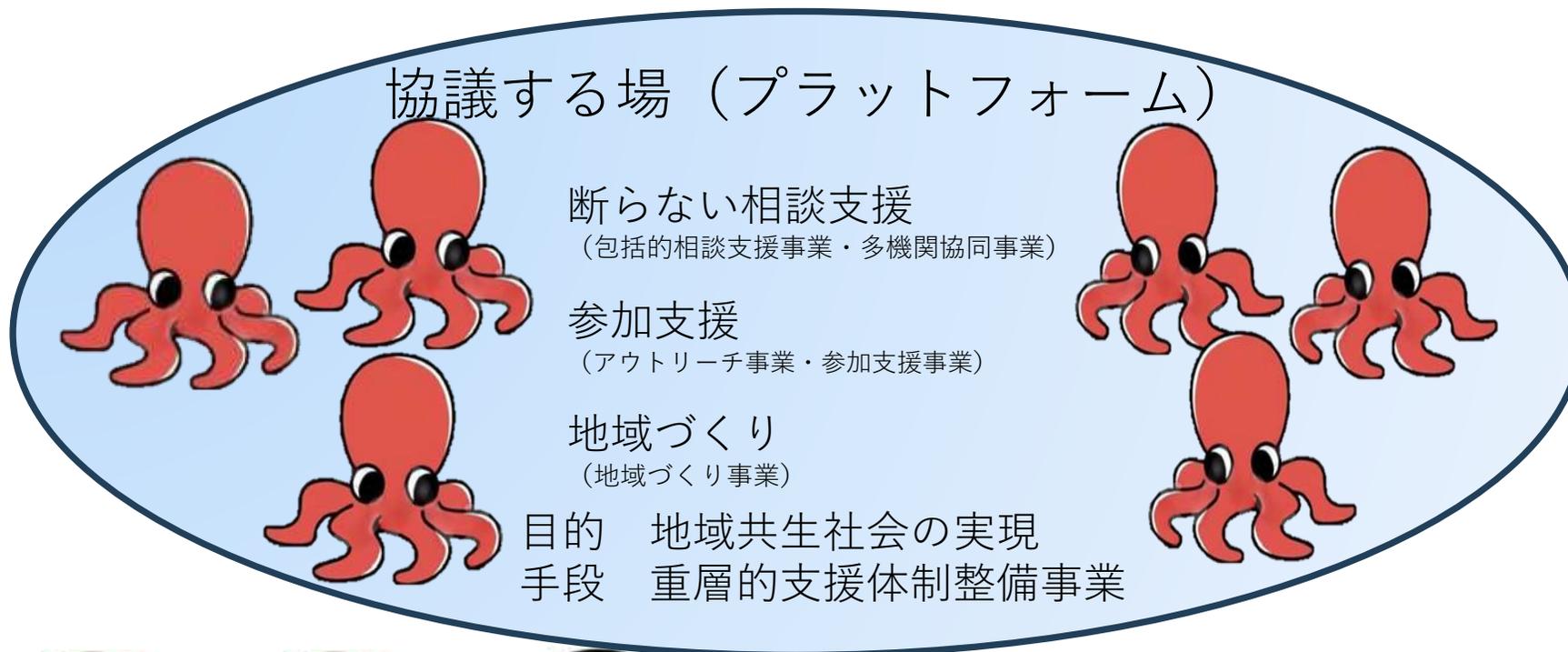
(第106条の4)

【包括的な支援体制整備のための1つの手段として規定。市町村の任意で実施可能】

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

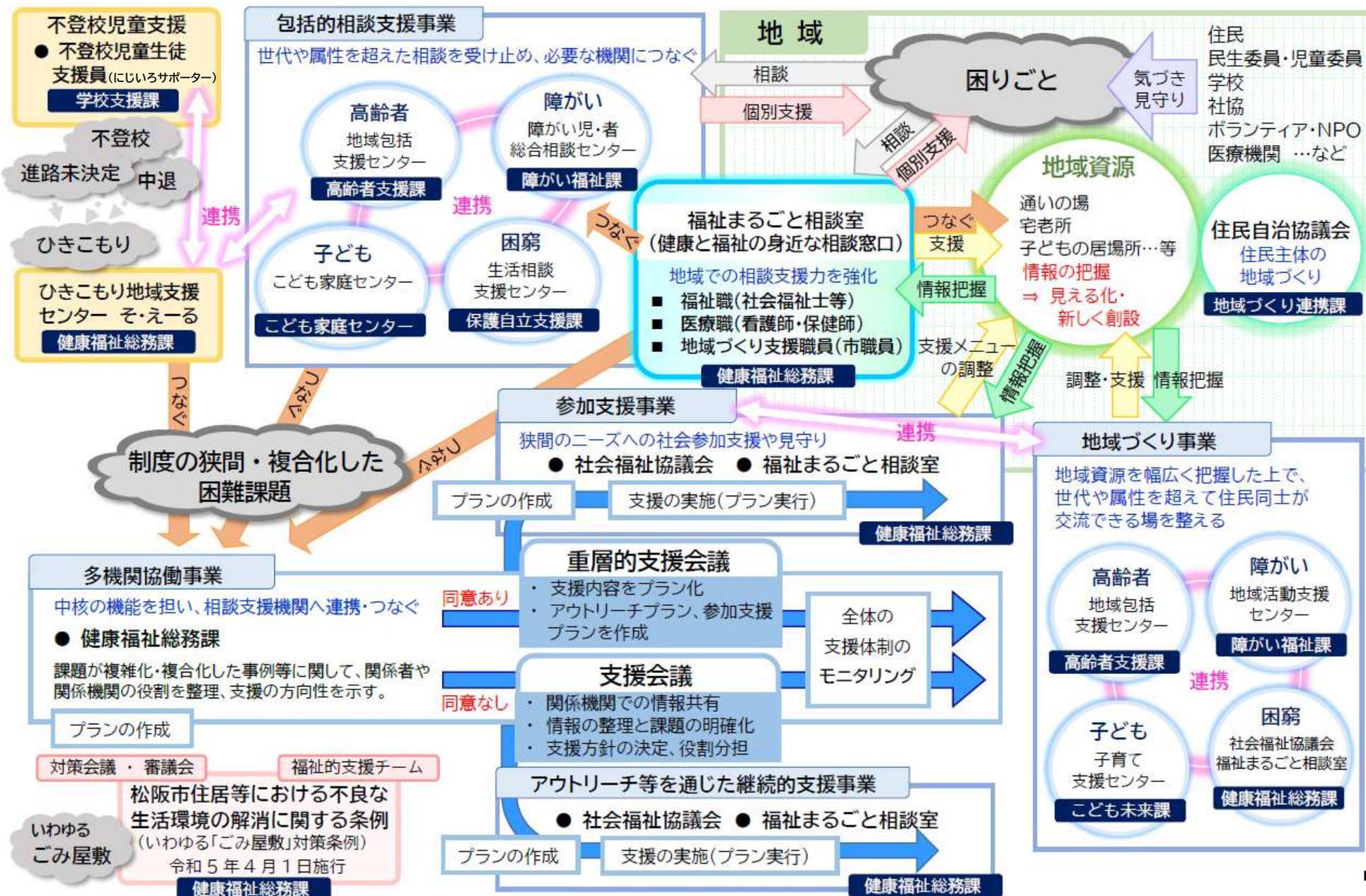
(任意事業：全国473箇所 (R7予定))

## 重層的支援体制整備事業はタコつぼからの脱却



# 松阪市における重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）

- ① 身近な地域で相談を受け止め、地域・行政・専門職等が連携して、地域で支え合う体制を作っていくため、『福祉まるごと相談室』を市内全域に設置。  
(概ね中学校区・日常生活圏域を基本。令和4年度より順次開設。)
- ② 『福祉まるごと相談室』の職員として健康づくり、地域福祉活動、地域づくり支援を行う医療職・福祉職・地域づくり支援職員をエリア配置。
- ③ 相談機能の集約ではなく、既存の体制を活用。
- ④ 包括的相談支援事業者と『福祉まるごと相談室』が世帯や属性を超えた相談を受け止め、必要な支援につなぐ。
- ⑤ 課題が複雑化・複合化した事例等の支援は多機関協働事業へつなぎ、関係機関の役割分担や支援の方向性を検討しチームで支援を実施。
- ⑥ 参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は社会福祉協議会と連携。ひきこもり地域支援センターそ・えーるや『福祉まるごと相談室』と協働した支援を行う。



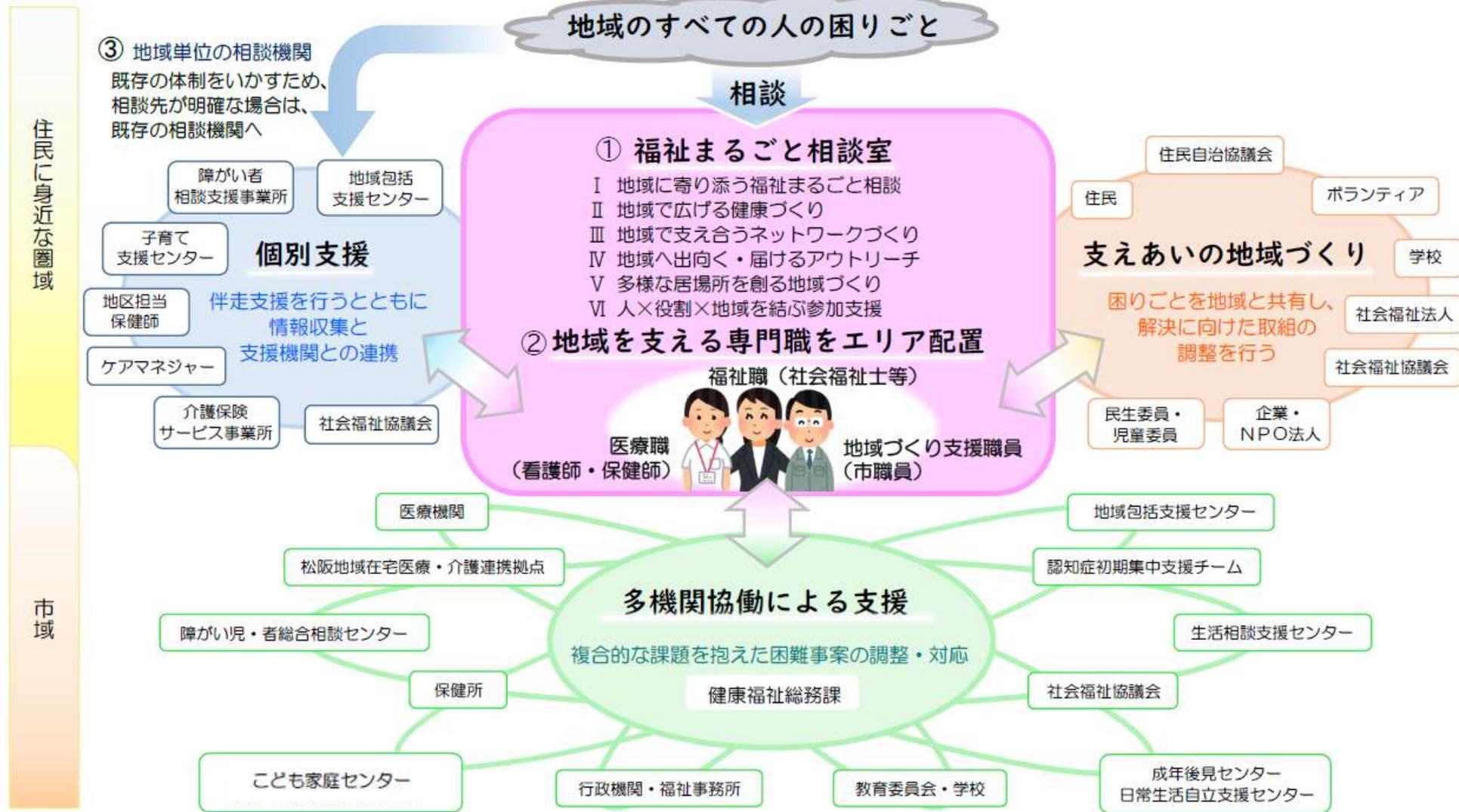
# 松阪市における重層的支援体制整備事業

(令和7年4月現在)

業務名（法的根拠）		既存制度の対象事業等	主な担当【実施方法】	市担当課
社会福祉法第106条の4第2項	第1号 包括的相談支援事業	★新規★	福祉まるごと相談室	健康福祉総務課
		【介護】 地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター【委託：医師会・嘉祥会・太陽の里・社会福祉協議会】	高齢者支援課
		【障害】 障害者相談支援事業 ※ 基幹型は未実施	松阪市障がい児・者総合相談センター マーベル【委託：社会福祉法人 愛恵会】	障がい福祉課
		【子ども】 利用者支援事業	松阪市子ども家庭センター	子ども家庭センター
		【困窮】 自立相談支援事業	生活相談支援センター【委託：社会福祉協議会】	保護自立支援課
	第2号 参加支援事業	★新規★	福祉まるごと相談室 社会福祉協議会	健康福祉総務課
	第3号 地域づくり事業	【介護】 地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業	地域包括支援センター【委託：医師会、嘉祥会、太陽の里、社会福祉協議会】	高齢者支援課
		【障害】 地域活動支援センター事業	地域活動支援センター こたま【委託：社会福祉法人 愛恵会】	障がい福祉課
		【子ども】 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター【直営、委託：みどり福祉会他】	子ども未来課
		【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	福祉まるごと相談室 社会福祉協議会	健康福祉総務課
第4号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	★新規★	福祉まるごと相談室 社会福祉協議会	健康福祉総務課	
第5号 多機関協働事業	★新規★	相談支援包括化推進員【直営】	健康福祉総務課	
第6号 支援プランの作成	★新規★	福祉まるごと相談室 相談支援包括化推進員【直営】 社会福祉協議会	健康福祉総務課	

# 松阪市における包括的支援体制（イメージ） ～地域の絆と支援の輪で、いきいきと自分らしく暮らせるまち松阪～

- ① 「地域」で受け止める『福祉まるごと相談室』を市内全域に設置。（概ね中学校区・日常生活圏域を基本）
- ② 健康づくり、地域福祉活動、地域づくり支援として医療職・福祉職・地域づくり支援職員をエリア配置。
- ③ 相談機能の集約ではなく、既存の体制を活用。



～ 地域で困りごとを受け止める、  
 新たな取り組み ～

# 福祉まるごと相談室

令和6年度  
 4か所  
 新規開設



7月19日 中央・幸 開設



10月31日 神戸・徳和 開設



11月18日 花岡 開設



11月18日 東部 開設

## 福祉まるごと相談室 花岡と東部地区に開設

市内10カ所目、関係者ら式典



看板の除幕をした花岡地区での開設を祝う関係者ら＝駅部田町で

三重県松阪市は18日、市民のあらゆる相談にワンストップで対応する「福祉まるごと相談室」を市内2カ所で開設した。駅部田町の第五地域包括支援センター内に花岡地区を、早馬瀬町のJAみえなか日漕代支店内に東部地区を担当する相談室をそれぞれ設置。両所でオープニングセレモニーを行い、花岡地区では午後2時15分から関係者らが開設を祝った。2カ所の開設で市内の相談室は10カ所目。

福祉まるごと相談室は地域の身近な相談先として、日頃の暮らしの中での悩みや誰に相談していいかわからない話に応じる。福祉、医療、地域づくり支援職員の3職種が1

チームとなり、個別支援や地域課題に対応する。中学校区ごとに開設を進めており、最終的に13カ所開設する予定。2025（令和7）年度中に残り3カ所の開設を目指している。

花岡地区のセレモニーには、花岡住民自治協議会の豊住真会長をはじめ、市議会の中島清晴議長と市野幸男環境福祉委員長ら関係者ら約50人が参加。竹上真人市長が「この施設は皆さまに使ってもらっているんな話を伺い解決するのが仕事。あそこに行ったら大丈夫と思ってもらえるよう地域の皆さまの意見もいただきながら相談に当たっていきたい」とあいさつした。

その後、豊住会長や中島議長ら6人が紅白のひもを引いて看板の除幕をした。式典後は第五地域包括支援センター内の内覧会も開かれ、参加者たちが受け付けカウンターや相談室などを見学した。

東部福祉まるごと相談室では午後3時半からセレモニーがあり、関係者約60人が開設を祝った。

福祉まるごと相談室の開設時間は平日の午前9時から午後5時まで。



窓口の様子(嬉野)



多世代型の居場所の様子(鎌田)



出張サロンの様子(松尾・大河内・宇気郷)



イベントでのブース出展の様子(三雲)

# 「福祉まるごと相談室」の拡充

(人口・世帯数) 令和7年4月1日時点

高齢・障がい・子ども・困窮とすでにある相談支援機関は活かしながらも、「どこに相談したらよいかわからない」「複数の課題を抱えている」といった世帯の困りごとを、できるだけ身近な地域で受け止め、住民と協働しながら支え合いの地域づくりを推進するため、福祉職と医療職と地域づくり支援職員を配置した「福祉まるごと相談室」を令和4年度に3か所(鎌田、嬉野、飯高)、令和5年度に3か所(飯南、三雲、松尾・大河内・宇気郷)、令和6年度に4か所(中央・幸、神戸・徳和、花岡、東部)の計10か所開設しました。令和7年には、残りの3か所(阿坂・伊勢寺・鈴の森、大石・茅広江・射和、第二・東)を開設予定であり、市内全域(13か所)への「福祉まるごと相談室」開設が完了します。

松尾・大河内・宇気郷 R5.12月 開設  
【設置場所】松尾地区コミュニティセンター  
【担当地区】松尾・大河内・宇気郷  
人口：6,824人  
世帯数：2,997  
高齢化率：32.8%

嬉野 R4.7月 開設  
【設置場所】嬉野地域振興局  
【担当地区】嬉野管内  
人口：18,826人  
世帯数：8,676  
高齢化率：31.8%

三雲 R5.7月 開設  
【設置場所】三雲地域振興局  
【担当地区】三雲管内  
人口：14,537人  
世帯数：6,536  
高齢化率：23.8%

阿坂・伊勢寺・鈴の森地区を担当福祉まるごと相談室  
【担当地区】阿坂・伊勢寺・鈴の森 R7.8 開設  
人口：15,789人  
世帯数：7,570  
高齢化率：34.7%

飯南 R5.7月 開設  
【設置場所】飯南地域振興局  
【担当地区】飯南管内  
人口：4,011人  
世帯数：1,913  
高齢化率：46.4%

鎌田 R4.7月 開設  
【設置場所】鎌中地域交流センター  
【担当地区】第四・港・松ヶ崎  
人口：16,090人  
世帯数：8,056  
高齢化率：26.0%

中央・幸 R6.7月 開設  
【設置場所】松阪市福祉会館  
【担当地区】中央・幸  
人口：10,611人  
世帯数：5,210  
高齢化率：32.4%

飯高 R4.7月 開設  
【設置場所】飯高地域振興局  
【担当地区】飯高管内  
人口：2,928人  
世帯数：1,598  
高齢化率：55.6%

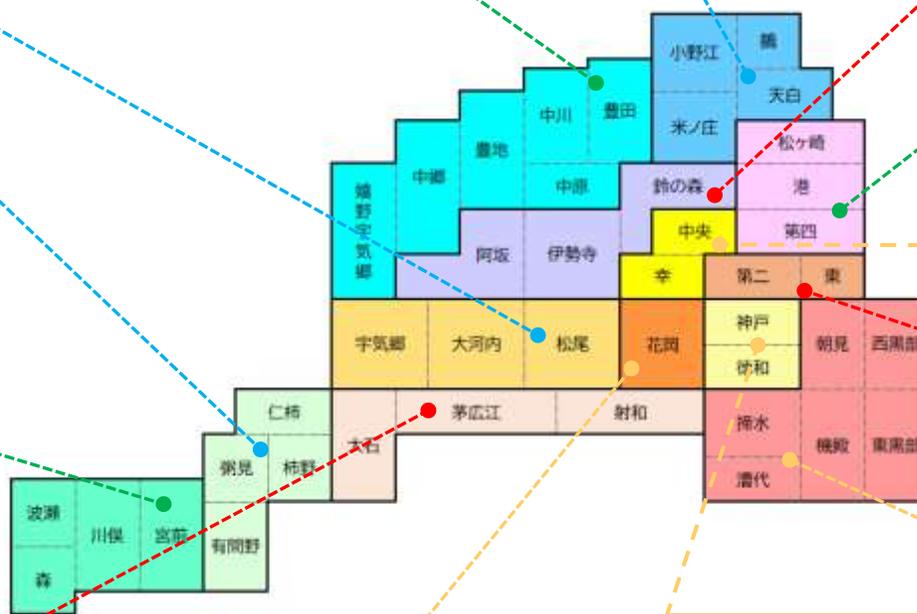
第二・東地区を担当 福祉まるごと相談室  
【担当地区】第二・東 R7.12 開設  
人口：5,284人  
世帯数：2,899  
高齢化率：34.2%

大石・茅広江・射和地区を担当  
福祉まるごと相談室 R7.9 開設  
【担当地区】大石・茅広江・射和  
人口：5,059人  
世帯数：2,434  
高齢化率：38.2%

花岡 R6.11月 開設  
【設置場所】第五地域包括支援センター内  
【担当地区】花岡  
人口：21,351人  
世帯数：10,590  
高齢化率：28.8%

神戸・徳和 R6.10月 開設  
【設置場所】神戸地区市民センター  
【担当地区】神戸・徳和  
人口：22,728人  
世帯数：11,392  
高齢化率：25.6%

東部 R6.11月 開設  
【設置場所】JAみえなか 旧 漕代支店内  
【担当地区】掬水・漕代・朝見・西黒部・東黒部・機殿  
人口：11,295人  
世帯数：5,115  
高齢化率：39.7%



# 福祉まるごと相談室 6つの取り組み

**1**

地域に寄り添う

福祉まるごと相談

- ◆ 生活課題・地域課題の相談対応
- ◆ 公的機関やサービスへのつなぎ、地域の活動団体や資源との橋渡し



**2**

地域で広げる

健康づくり

- ◆ 市の保健師・管理栄養士・歯科衛生士、地域包括支援センター等との連携により、地域ぐるみでの健康づくり・介護予防の推進
- ◆ 高齢者のフレイル<sup>※</sup>予防による連携と支援



**3**

地域で支え合う

ネットワークづくり

- ◆ 地域での活動を通じ、「人與人」、「人と地域」とのつながりづくりを支援
- ◆ 地域に根ざした見守り・支援のネットワークの基盤づくり



※ 「フレイル」とは、高齢期となって心身の活力（筋力や運動能力、認知能力、社会とのつながりなど）が低下した状態。

# 福祉まるごと相談室 6つの取り組み

**4**

**地域へ出向く・届ける**

**アウトリーチ\***

- ◆ 「相談を待つ」のではなく、積極的に地域に出向く
- ◆ 気になる情報を得ることで必要な支援が届いていない人(世帯)を早期に発見し、支援を届ける



**5**

**多様な居場所を創る**

**地域づくり**

- ◆ 社会資源の発見、掘り起こし、活用
- ◆ 地域の実情・ニーズに応じて世代や属性を超えて、住民同士が交流できる多様な場や居場所づくり



**6**

**人×役割×地域を結ぶ**

**参加支援**

- ◆ 地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりを支援
- ◆ 気軽に地域の活動に参加できるきっかけづくり
- ◆ 自分に合った生きがい、役割を見出すサポート



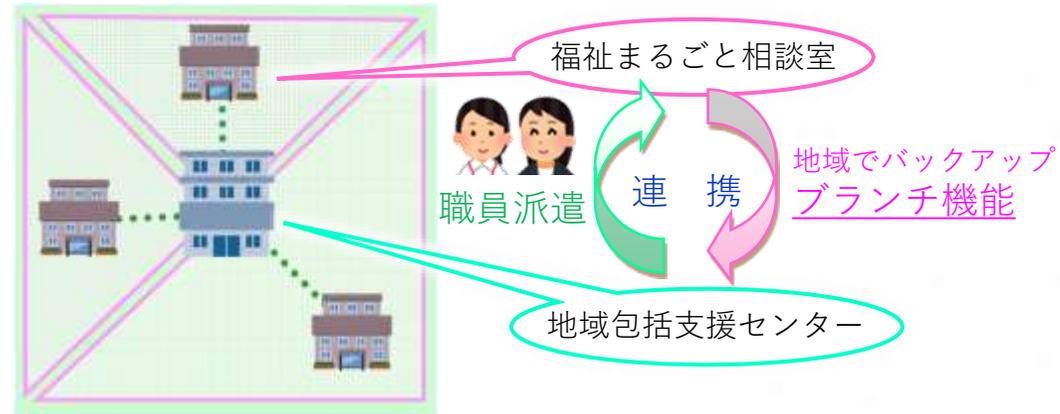
\* 「アウトリーチ」とは、支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対して、支援機関などが積極的に働きかけて支援を届けること

# 「福祉まるごと相談室」と地域包括支援センターとの協働・連携体制

## ◆ 地域共生社会と地域包括ケアシステムの深化・進化

高齢期の支援を地域で包括的に確保する『地域包括ケアシステム』の取り組みを高齢者に対する支援に限定することなく、子どもや障がい者等、世帯全体を対象とした支援に深化・進化させていくことは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながります。

全世代を対象に支援を行う「福祉まるごと相談室」と地域包括支援センターが協働し、連携しやすい体制を築くために、原則として地域包括支援センターの運営法人に「福祉まるごと相談室」の業務を一部委託し、一体的に実施していきます。



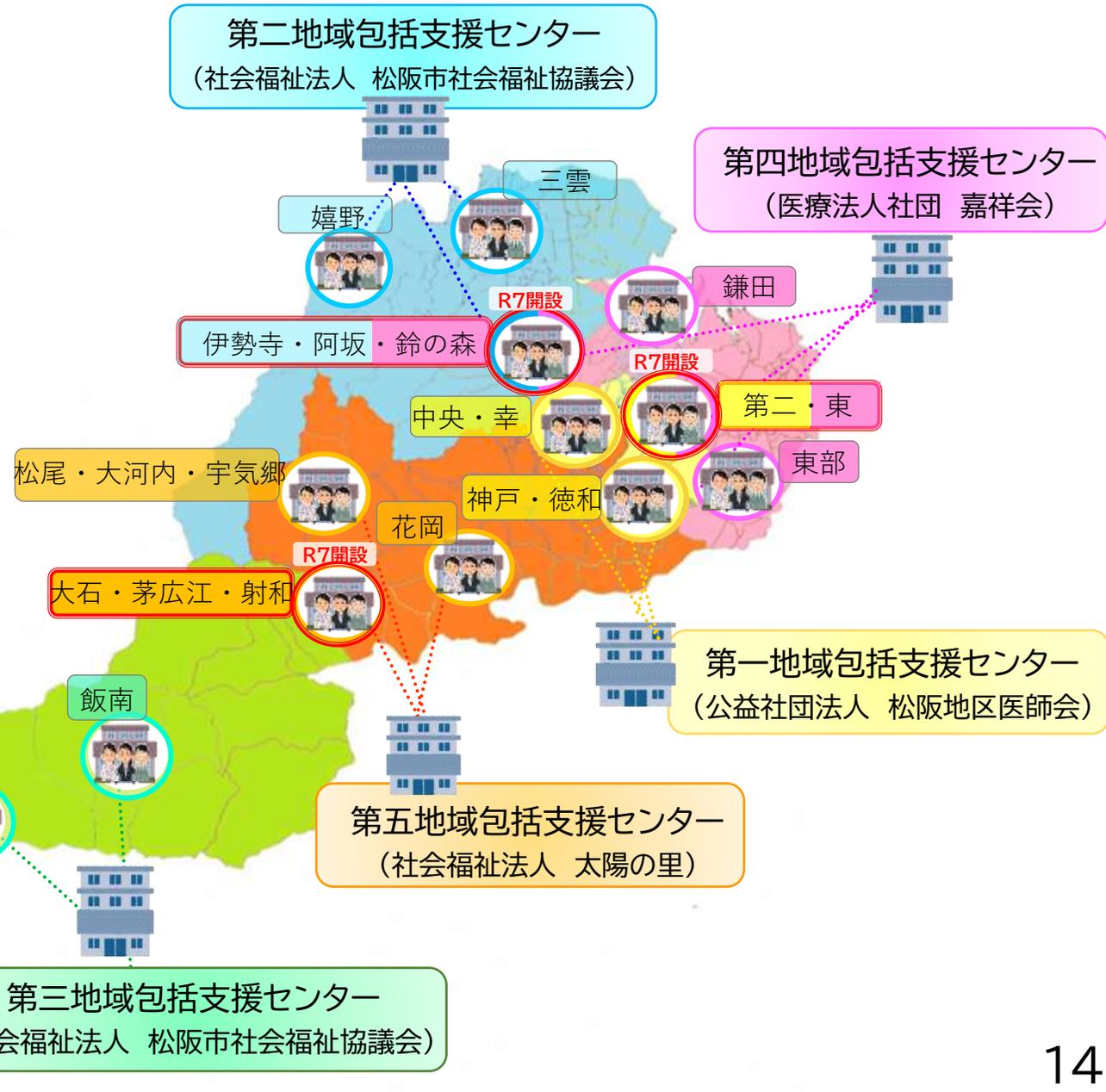
全世代型の「福祉まるごと相談室」に地域を支える専門職をエリア配置

福祉職（地域包括支援センターまたは市職員）

医療職  
（地域包括支援センター  
または市職員）

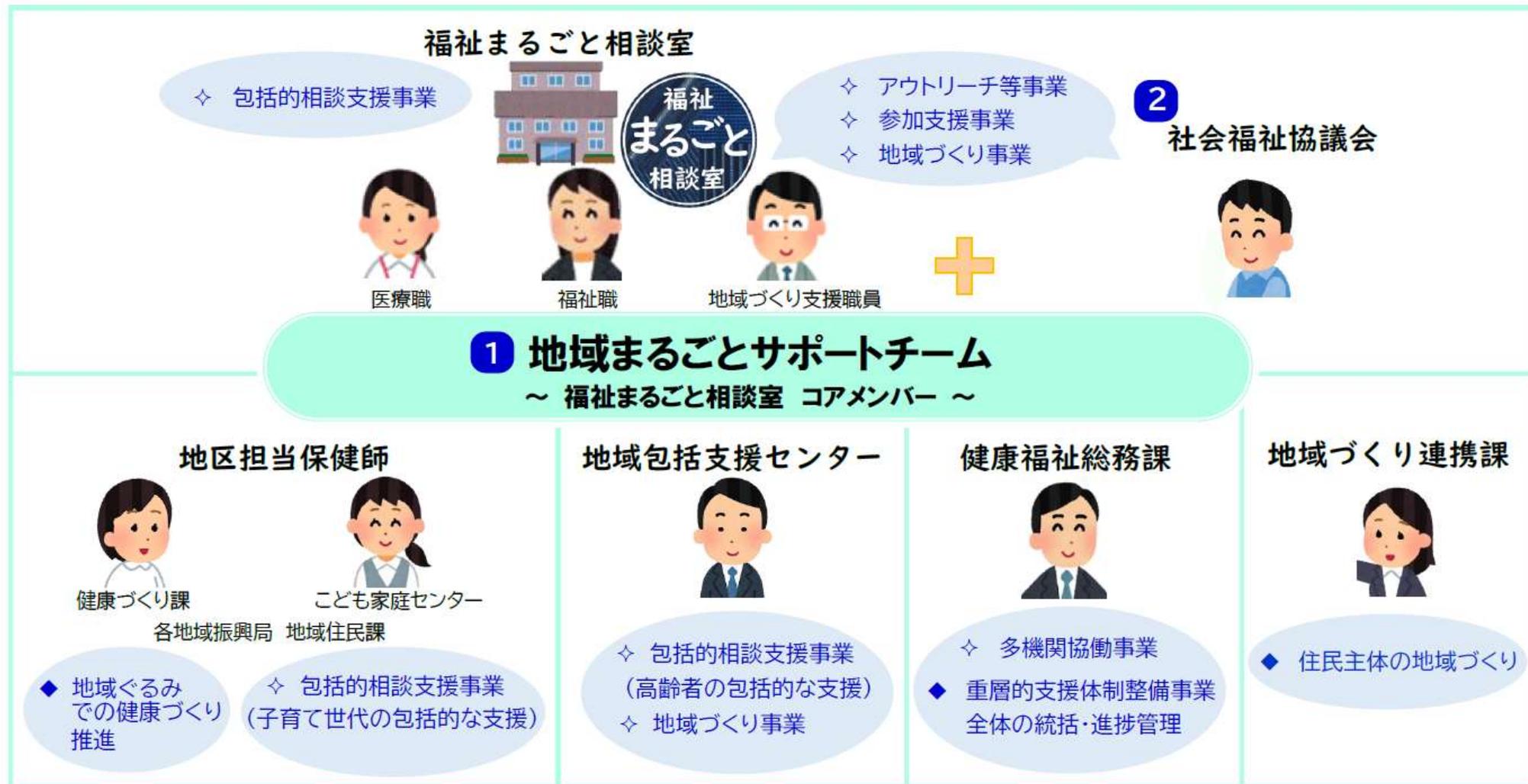


地域づくり支援職員  
（市職員）



# 地域まるごとサポートチーム

- 1 福祉・健康・地域づくりに関して地域に関わりを持つ地域担当者（福祉まるごと相談室、社会福祉協議会、地域包括支援センター、健康づくり課、こども家庭センター、各地域振興局 地域住民課、地域づくり連携課、健康福祉総務課）で「地域まるごとサポートチーム」を結成。定期的に連携会議を実施し、地域のプラットフォームにて抽出された地域課題を共有し、地域課題への解決に向けた取り組みを行う。
- 2 福祉まるごと相談室の福祉職・医療職・地域づくり支援職員に加え、社会福祉協議会を福祉まるごと相談室 コアメンバーと位置づけることにより、アウトリーチ等事業や参加支援事業、地域づくり事業を身近な地域単位で一体的に実施していく。



# 民生委員・児童委員サポート事業

全国初

## 福祉まると相談室が民生委員・児童委員活動をサポートします！

### 負担や困りごと

(アンケート調査より)

- ① 見守り支援では・・・
  - ・見守り拒否者の対応はどうしたら？
  - ・何度訪問しても不在、転居かしら？
- ② 相談支援では・・・
  - ・支援の方法・範囲がわからない？
  - ・プライバシーどこまで踏み込んだらよいの？
  - ・買い物・通院などの要求にどう対応したら？
  - ・金銭・食糧の要求にどう対応したらよいの？
  - ・救急車への同乗どう対応？
- ③ つなげる・・・
  - ・どこへつなげたらよいのかわからない？
- ④ その他・・・
  - ・見守り活動に必要な行政情報が欲しい！

### サポート内容

「福祉まると相談室」は、民生委員・児童委員活動をサポートします。

- ① 民生委員・児童委員活動の困りごとに対応します。
- ② 食糧支援の要求、救急車を要請した場合など、緊急時の対応を行います。
- ③ 見守り活動に必要な個人情報の共有を行います。



お困りごとは福祉まると相談室へ



※医療職、福祉職、地域づくり支援職の3職種がサポートします

民生委員 児童委員 サポートセンター

## 土日・祝日対応「松阪市民生委員・児童委員休日サポートセンター」開設

### 負担や困りごと

(アンケート調査より)

民生委員・児童委員の活動は、行政機関が稼働している平日だけではない。

- 行政機関が閉庁となる土日は、つなぎ先がなく緊急時などの対応に不安
- つなげるタイミングが翌営業日となることが不安
- 勤務により土日しか活動できないので、サポート体制が欲しい



### サポート内容

令和7年8月22日スタート

行政機関が閉庁となる土日、祝日のサポート体制を構築するため、「松阪市民生委員・児童委員 休日サポートセンター」を設置

- ▶ 子ども支援研究センター内設置の「阿坂・伊勢寺・鈴の森 福祉まると相談室」が民生委員・児童委員活動をサポートする機能を併設します。

【職員体制】 5名体制(地域づくり支援職員1名、福祉職2名、医療職2名)  
※福祉まると相談室職員が兼務

【業務内容】 民生委員・児童委員活動における困りごと相談や緊急時対応を行う。

※平日は、それぞれの地域を担当する福祉まると相談室がサポートし、  
土日・祝日は、全地域を対象に「松阪市民生委員・児童委員休日サポートセンター」がサポートさせていただきます。

【業務を閉じる日】 年末年始(12月29日～1月3日)  
※ただし、福祉まると相談室として毎週火曜日が定休日

【開設時期】 令和7年8月22日開設

民生委員も地域からの相談を受止める大事な存在

## 地域住民 + 民生委員 + 福祉まるごと が連携した事例

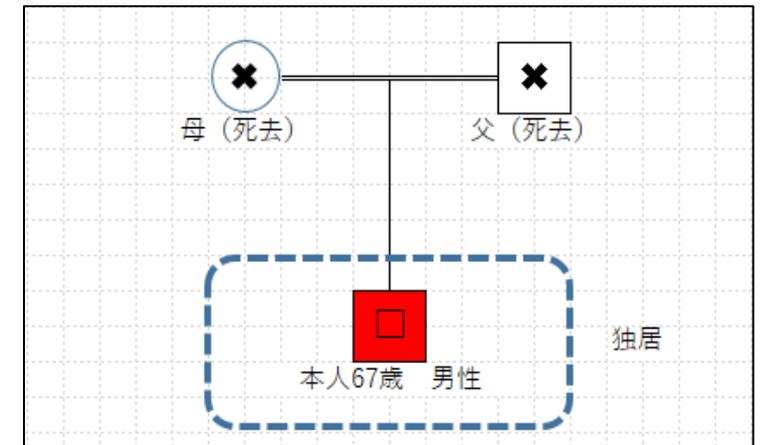
### 「地域の住民が小さな異変に気付き、高齢男性の命を救ったケース」

#### 【ケース概要】

◆安否不明の男性宅の向かいに住んでいる住民が、「向かいに住んでいる男性の安否が不明。雨戸が閉めっぱなしで何か自宅の様子がいつもと違う感じがする」と民生委員に相談し、民生委員よりまるごと相談室に相談が入った。

◆福祉まるごと相談室が対象者宅に向かう。到着時には、すでに警察官2名の他、地域住民、民生委員が既に駆け付けていた。

◆自宅の玄関は施錠され、呼び掛けに対して無反応。何度も呼び掛けたところ、すりガラス状の掃き出し窓越しに、少し人影のようなものがかすかに動いたのを警察官が発見。そして掃き出し窓を開けるよう伝えたところ、髪のと髭が伸び切り、衰弱しきった男性が姿を現した。「救急車で病院に行きましょう」と本人に伝えるも、「ここで死なせてくれ。病院には行きたくない」と搬送を拒否。



#### 【支援経過】

救急隊員や地域の方が一緒になって本人を説得した結果、救急搬送することができ入院となった。その後本人への聞き取りに対して、「生きていても意味がないので、このまま死のうと思っていた。」と発言があった。その後辛かった思い等を傾聴し、面談を重ねた結果、本人より「施設に入ってやり直したい」と発言があり施設入所につながった。

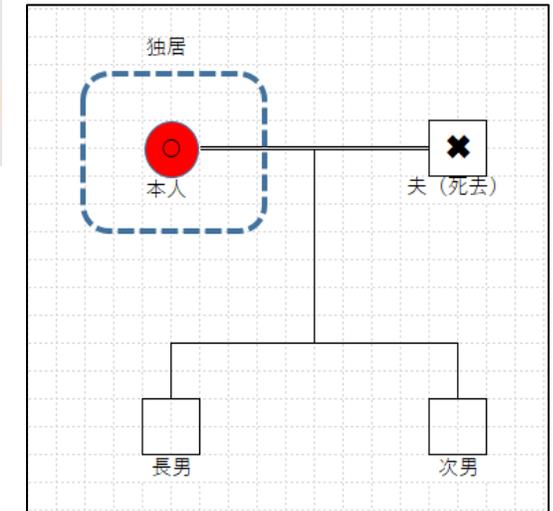
# 地域住民 + 民生委員 + 自治会長 + 福祉まるごと が連携した事例

## 「自宅の壁が崩壊しかけ、近隣に被害が出そうな家に住んでいた独居高齢女性への支援ケース」

### 【ケース概要】

◆近所に住む80代の独居高齢女性。数年前より自宅のトタン壁がめくれかけており、風で飛んでいきそうな状態であった為、近隣住民が心配して自治会長経由で福祉まるごと相談室に相談。

◆福祉まるごと相談室の職員が、対象者宅を訪問し話を伺うが、自身で業者を選んで調整することが難しい状況。その為、まるごとの職員が遠方に住む息子に状況を説明し、業者を手配していただいて修理したいとの意向を確認する。息子も、修繕の必要性は感じていたが、修繕しないまま現在までできてしまったとのこと。



### 【支援経過】

本人・家族の判断能力を考慮し、福祉まるごと相談室が調整した結果、業者が決定。見積もりを取ることができ、その内容に本人と息子は納得され同意する。相談を受けてから約3週間でトタン壁の修繕が完了し、本人はもちろん、地域の方も安心された。今後は地域での見守り体制を強化していく方針。



# 多機関協働事業について



【貧 困】生活相談支援センター

【高 齢】地域包括支援センター

経済的に  
苦しい

障がい者

相談



夫  
母



相談

松阪太郎さん一家の困り事

相談



祖母  
子



★  
相談

相談

介護

不登校

↑  
ヤングケアラー  
↑  
祖母の介護サービスが利用できない  
(祖母の問題)  
↑  
家計が苦しい (一家の問題)

【障がい】障がい児・者総合相談センター

【子ども】こども家庭センター

多機関協働事業（一家の問題点を把握し、支援者の役割分担を明確にする為の会議）

従来⇒個々に対応



【貧困】生活相談支援センター



【高齢】地域包括支援センター



【障がい】障がい児・者総合相談センター



【子ども】こども家庭センター



【その他】

【制度の“狭間”の問題】

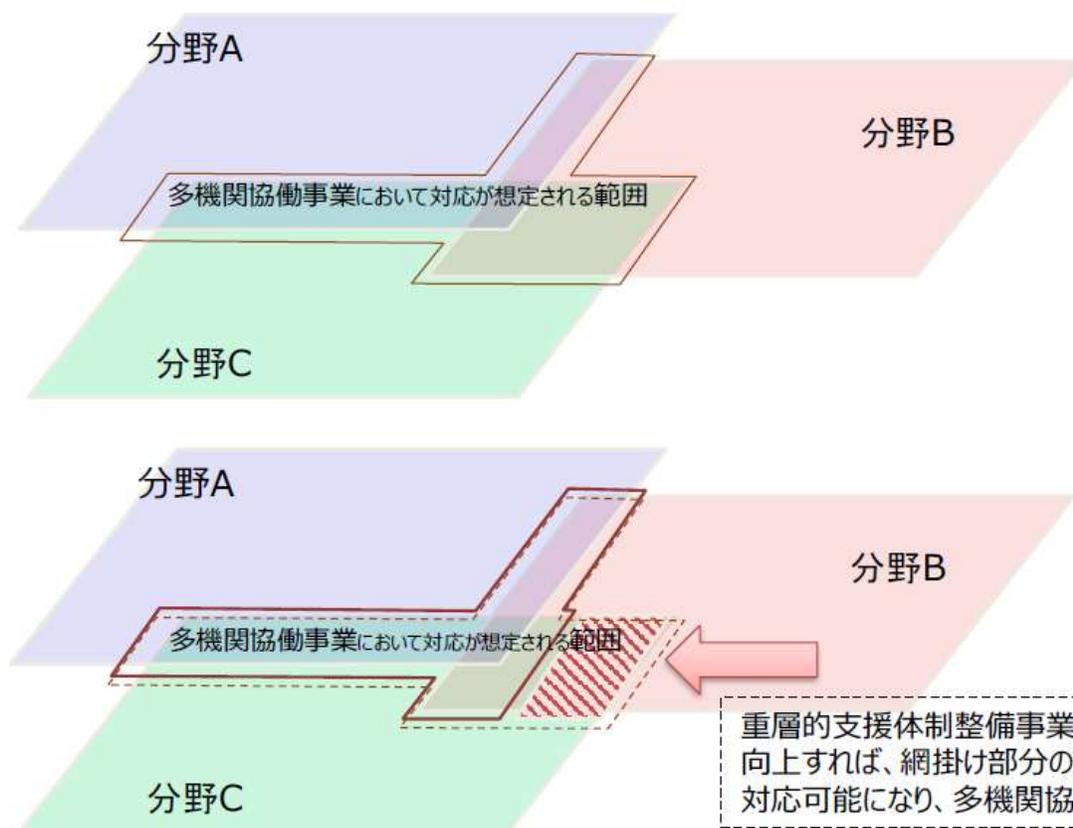


## ケアマネ業務でこんなケースに遭遇したことはありませんか？

- 孫が自宅にひきこもっている
- 支援対象者の子が、アルコール中毒で無就労
- 家族に、発達疑いの子がいるが支援を受けていない
- 子が無収入で、仕事も年金もない
- 孫が不登校で、未相談
- 妻子が外国籍で、相談できる人がいない
- 家族の中に、障がいでも介護保険2号該当でもない支援が必要な65歳未満の人がいる

## 重なっている部分がこの事業のターゲット

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（**重層的な部分**）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための**支援体制を整備**しようとするのが本**事業**の狙い。



### ① 具体的な対象範囲を知るために

まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」を把握、関係者間で共有することが大切

潜在的なニーズや狭間のニーズを抱える事例についても関係者間での共有することも重要



### ② 困難事例の押し付けにしないために

多機関協働を中心として、各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、最終的には多機関協働事業者が担うべき守備範囲の縮小こそ、本事業の目標。  
**個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる。**

重層的支援体制整備事業の成果で分野Bの課題対応力が向上すれば、網掛け部分の課題については、分野Bの中で自ら対応可能になり、多機関協働事業の範囲は縮小。

## 令和3年度・4年度まで 重層的支援体制整備事業への 移行準備事業

これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。

### 相談支援包括化推進会議

- ▶ 本人同意を得たケースが対象



## 令和5年度から 重層的支援体制整備事業 本格実施へ

重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようになる。

### 支援会議

- ▶ 守秘義務を設け、本人同意なしでも情報共有が可能

### 重層的支援会議

- ▶ 本人同意を得たケースが対象

## 令和5年度より開催

### 支援会議(第106条の6)

- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
  - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
  - ・ 見守りと支援方針の理解
  - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

### 重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
  - ・ プランの適切性の協議
  - ・ 支援提供者によるプランの共有
  - ・ プラン終結時等の評価
  - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

※ 令和5年度から重層的支援体制整備事業の本格実施に伴い「相談支援包括化推進会議」の名称が「重層的支援会議」に変更

ということで、**多機関協働事業**をざっくり言うと・・・

重層的支援体制整備事業 > 多機関協働事業 > ①支援会議    ②重層的支援会議

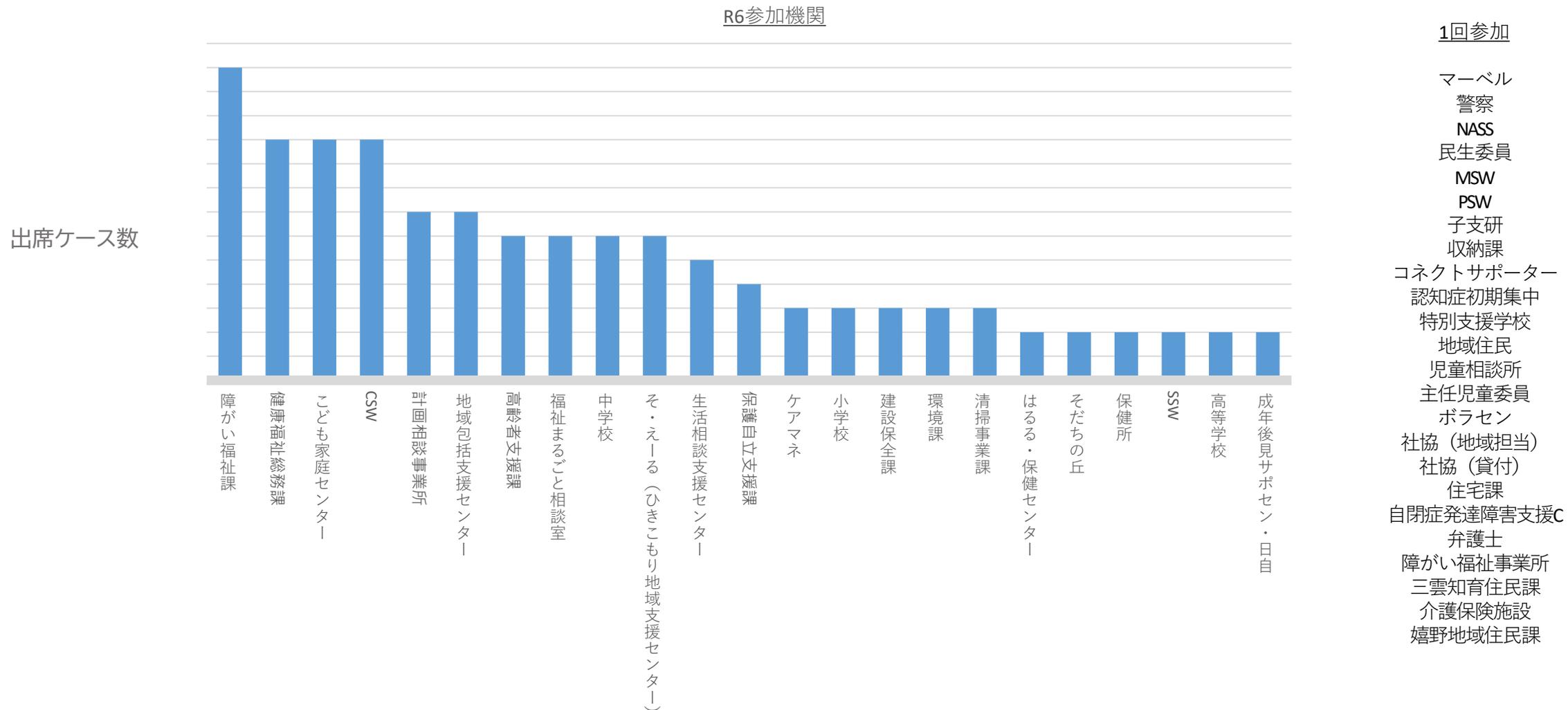
**本人同意不要**  
社会福祉法106条の6

## 多機関協働事業の実施状況

		R5年度	R6年度
開催回数	支援会議	26	32
	重層的 支援会議	20	9
終結までの 会議回数	最短	1	1
	最長	7	10
終結までの平均会議回数（※）		3.1	2.1
参加機関数/ケースあたり		6.2機関	6.1機関

※終結までの平均会議数は、年度内にLinkシートを受付、終結に至った数値

# 多機関協働事業の実施状況



# 支援会議・重層的支援会議開催に至るまで

## ① ケース対応（各事業所）



## ② ケース会議等（各事業所内）



## ③（各分野の）包括的相談支援事業者に相談

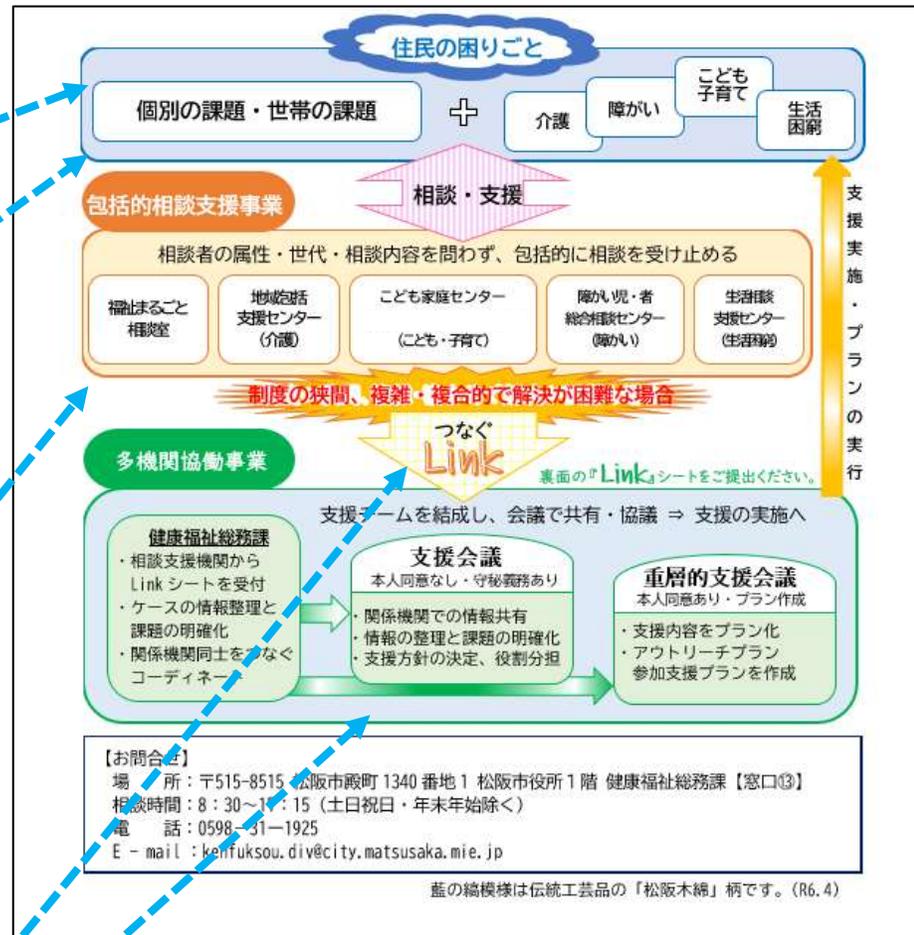
↓ ※地域ケア会議等の既存の会議体で検討

## ④ それでも解決が難しい

↓ ※相談支援事業者から健康福祉総務課へLinkシート提出

## ⑤ 支援会議・重層的支援会議開催

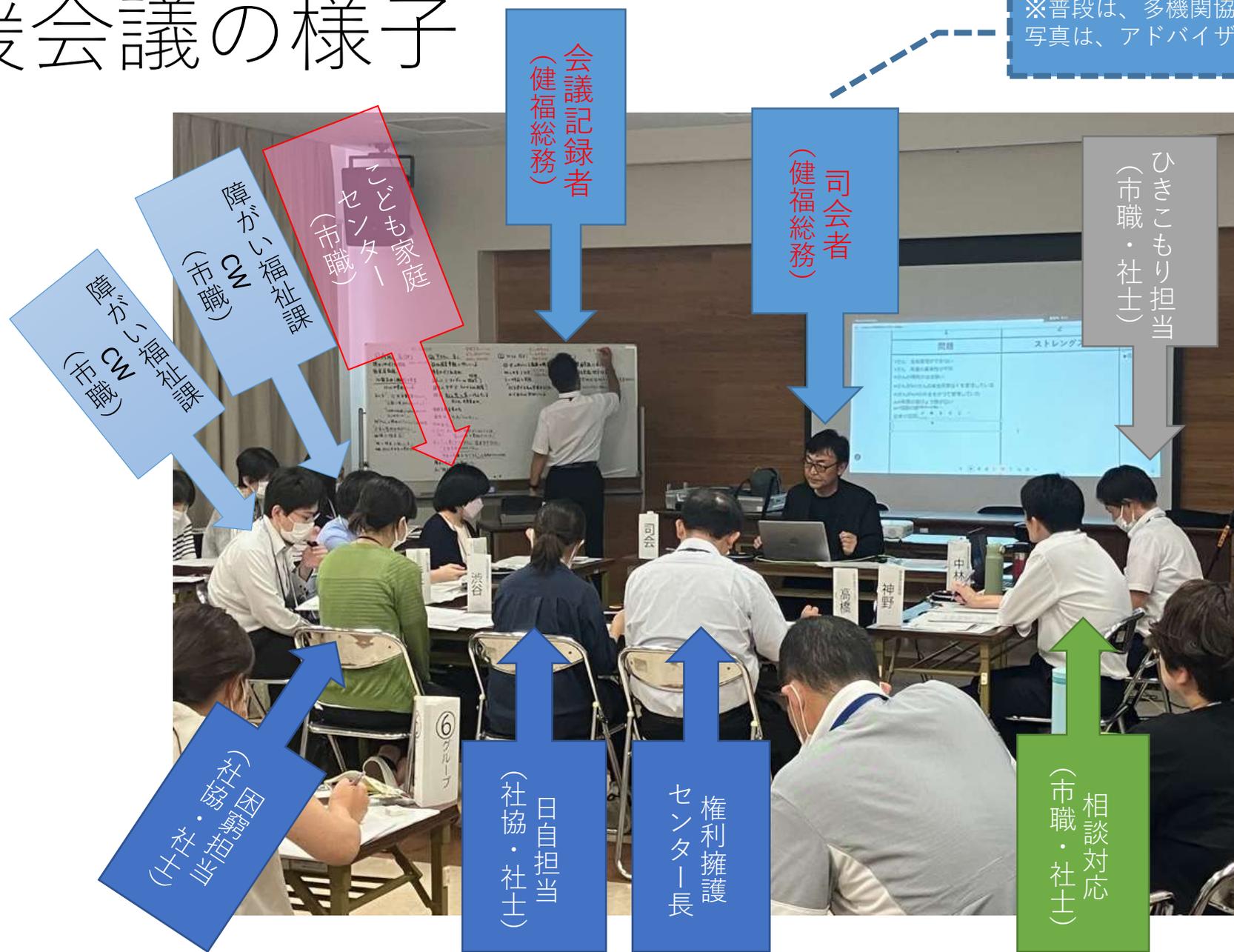
一旦相談を中止める！



リンクシートチラシより

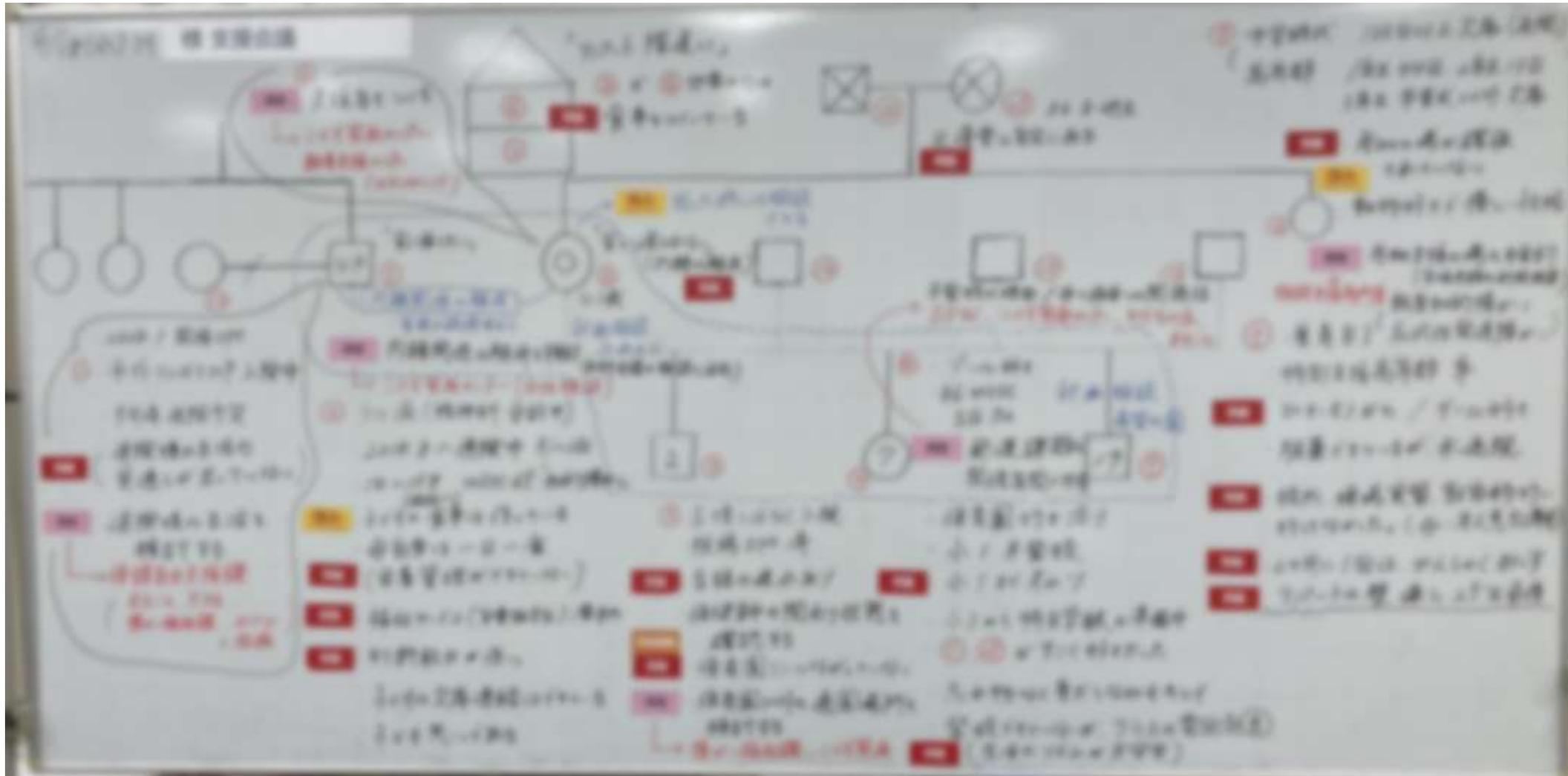
# 支援会議の様子

※普段は、多機関協働事業者が司会をしています  
写真は、アドバイザーの土屋先生です！



# アセスメント（情報共有）

※ホワイトボードで集約



【情報の仕分け】

問題

課題

強み  
ストレングス

地域課題

主訴

※個人情報掲載の為、画像を加工しています

## 松阪市の多機関協働事業 主な7つの取組

1. 多機関協働事業では、Linkシートを活用しています
2. 支援会議・重層的支援会議ともに支援プランを作成しています
3. 重層的支援会議のプランは、本人向けサポートプランも作成します
4. 重層的支援ネットワーク会議で全方位型アセスメント等の習得の機会を設けています
5. 支援会議・重層的支援会議の他に、「(できること)もちより会議」を開催しています
6. もちより会議の司会者向けの、司会者マニュアルを作成しています
7. 多機関協働事業のすすめ方を、会議出席者から評価してもらっています

# 1. Linkシートとは

『Link』シート (R6.4)

相談方法	電話・来所・その他 ( )	受付日	年 月 日	受付者
※大枠内のみ記入してください。				
相談機関(担当者名)	( )	電話番号	-	
世帯の主たる対象者について		世帯構成や地域 (シエ/プログラム、エコマップ) ※簡単に		
氏名				
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input 4"="" type="checkbox/&gt;( )&lt;/td&gt; &lt;/tr&gt; &lt;tr&gt; &lt;td&gt;生年月日&lt;/td&gt; &lt;td colspan="/> 年 月 日生 ( 歳)			
住所	〒			
連絡先	-			
※ 支援対象者またはご家族は、多機関協働事業へ相談することを同意いただきましたか? <input type="checkbox"/> 済・ <input type="checkbox"/> 未				
主たる対象者を含む世帯の課題 (該当する項目全てに✓)				
<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 虐待・DV (疑い含む) <input type="checkbox"/> 障がい手帳 (身・療・精) <input type="checkbox"/> 障がい疑い <input type="checkbox"/> 支援拒否				
<input type="checkbox"/> メンタルヘルス <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> ひきこもり <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> 債務 <input type="checkbox"/> 就労				
<input type="checkbox"/> コミュニケーション <input type="checkbox"/> 近隣トラブル <input type="checkbox"/> 家族間トラブル <input type="checkbox"/> その他 ( )				
今、関わっている機関 (該当する項目全てに✓を。今後、参加を望む機関は○で囲む)				
<input type="checkbox"/> 第 ( ) 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> ケアマネ事業所 ( ) <input type="checkbox"/> 障がい児・者総合相談センター				
<input type="checkbox"/> 計画相談支援事業所 ( ) <input type="checkbox"/> こども家庭センター <input type="checkbox"/> 福祉保健センター <input type="checkbox"/> 医療機関				
<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 学校 ( ) <input type="checkbox"/> 保育園など ( ) <input type="checkbox"/> そだちの丘				
<input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> NASS <input type="checkbox"/> SSW <input type="checkbox"/> 生活相談支援センター <input type="checkbox"/> 高齢者支援課 <input type="checkbox"/> 障がい福祉課				
<input type="checkbox"/> 保護自立支援課 <input type="checkbox"/> 子ども支援研究センター <input type="checkbox"/> ( ) 福祉まるごと相談室 <input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> 警察				
<input type="checkbox"/> こども未来課 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 課 <input type="checkbox"/> 松阪社協 (CSW・地域担当・その他) <input type="checkbox"/> 民生委員児童委員				
<input type="checkbox"/> その他 ( )				
ケース概要				
貴支援機関が最も困っていることほどのようなことか?				
今後の進め方特記事項				
<input type="checkbox"/> 情報共有 <input type="checkbox"/> 支援会議 <input type="checkbox"/> 重層的支援会議 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
<input type="checkbox"/> 受付しない【理由: <input type="checkbox"/> 既存の会議体等で検討すべき <input type="checkbox"/> アセスメント不足等で協議できない為 <input type="checkbox"/> その他 ( )】				

提出先: 松阪市役所 健康福祉部 健康福祉総務課  
松阪市蔵町 1340-1 電話: 0598-31-1925

※以下の場合、Linkシートを受け付けない場合も

- ①包括的相談支援事業所に相談していない
- ②アセスメントが不十分な場合



なぜ?

★相談支援事業所が一旦相談を受止めるという役割を果たしてもらう為

★困難事例を丸投げしてこない為



しかし

困難事例がたらい回しにならないよう柔軟な対応

## 2. 多機関協働事業のプランについて

### 【支援プラン】

支援会議(支援計画書)

対象	No.	問題 <small>※当事者が抱えていると思われるものも含むもの</small>	課題 <small>※本取組に対して支援機関が取り組む内容</small>	目標 <small>※支援を受け当事者が目指す理想像</small>	対応方法(具体的な役割分担)		
					何を・どのように	関係機関・担当者等	実施日時・対応期間
① 祖父母(父)	3	家計の管理ができていない	支出を減らす方法を一緒に考え提案する	冬頃に家計改善が見込める	・家計の見える化をおこなってまた、障がいに関する各種手当で収入が増えることも説明しつつ、障がいサービスの利用につなげていく 「[ ] 仕送りはどうなるのが確認する。 ・レシートを確認し、自炊している構構が確認されるなら減らす」	生活相談支援センター [ ]	2/21・次回会議
	1	自宅がゴミや物であふれかえっている	自宅を整頓する	子どもたちが穏やかに過ごせるよう環境を整える	「[ ]から事前に挨拶を促すよう声掛けする と [ ] が1/14来てくれている内容を確認する(掃除に来てくれている?)」	[ ]	2/27までに次回会議 2/28日頃までに
	2	子どもたちが問題行動等を起こしたし、どのように対応すればいいのかわからない	適切に対応できるようになる	子どもたちが問題行動等を起こした際、適切に対応できるようになる	子ども達にも理解できるような対応の仕方を伝える(例:長男に「もう一度入浴させるぞ」ではなく、何がダメで何がいいのかを伝えるような言い方の方など)	子支援 [ ] 病院・担当Dr他 [ ] 中学校 [ ] 小学校 [ ]	期限を設定せず
② 妻	1	家事がほとんどできない	障がい福祉手帳取得を進める	障がい福祉サービス(家事)支援を受ける	2月7日の受診で検査を受けるよう説明し、説明できれば次の通院(5月頃)まで待たず、前倒して検査の実施をしてもらうよう促す。	[ ]	2/7までに・次回会議
③ 長男	2	ゲームやネットに依存している	適切利用するためのルールを設ける	生活リズムを整える	「約束を守るよう父から口頭から注意をし続けるが夜間、ゲームができないよう、妻にもルールを理解してもらうよう伝える」	子支援 [ ] 病院・担当Dr他 [ ] 大塚中学校 [ ] 生活相談支援センター [ ] 父と関わった方 [ ]	次回会議までに
	1	財布からお金を抜くなどの問題行動がはじめている	非行に対する親の相談機関を紹介する	問題行動をなくす	「子どもの非行に関して、相談できる機関が完結であることを伝える。 問題行動があった時に、どう対応すべきかを父に伝える」	[ ]	次回会議までに
	3	言語表現するのが難しい	必要な福祉的支援を父から行うよう促す	必要な療育支援を受けたいが実現しない	「相談先等サービス等必要な支援を受ける必要があり、[ ]から[ ]に相談していく」	[ ]	期限を設定せず

支援会議もプランを作成している(重層的支援会議も書式は共通)

# 3. 本人向けプランの作成について

プランNo. 1

様 サポートプラン

会議実施日: 令和 7年 10月 7日  
作成日時: 令和 7年 10月 9日

お名前 (続柄)	お困りごと 〇〇に困っている	ご本人の希望・目標 □□したい、〇〇になりたい	サポート内容 支援者からの具体的な支援内容	サポート担当 支援機関名/担当者名	ご自身(またはご家族)の取組み 〇〇様が□□をおこなう
(母)	①自分のタイミングで相談を聞いてくれる人がいない ②借金問題 ③内科の病気がある ④両親の遺骨が自宅に残されたまま	①気軽に相談できるようにしてほしい ②借金の問題を減らしたい(なくしたい) ③内科の病気の不安をなくす ④両親の納骨をしたい	①電話で気軽に相談できるようにします ②(必要な)どのように対応すべきか一緒に考えます ③どのようにすればいいか、一緒に考えます ④他に納骨する方法がないか確認します	適宜	■下記の通り □特になし ①話しやすい人に話してください ②どうしていくか一緒に話をしましょう ③まずは通院しましょう ④一緒に話をしましょう
(長男)	①自宅以外の居場所がない ②ひきこもりがち(将来のことが不安)	①仕事をしたい ②一人暮らしがしたい	①就労B型事業所に継続的に通えるようお手伝いします ②一人暮らしができるよう支援をさせていただきます。 【今後の見通し】 1. 2. 3. グループホームを検討する	適宜	■下記の通り □特になし ①②まずはどうしていきたいのが気持ちをお聞かせください。 ①必要な手続き等があればお願いします。 ②書き方などはご案内しますので、一緒につくりましょう
(長女)	①なかなか学校にいけない ②排泄が自立していない	①できる限り学校に行きたくてほしい ②自分で排泄できるようになってほしい	①学校に通いやすい環境をつくれます ②腸の病気について、まずは状況を把握してどのように対応すべきか提案させていただきます	適宜	■下記の通り □特になし ①無理のない範囲で、学校までの送迎をお願いします。 ②まずは小児科を受診しましょう。
(次男)	①ことばが遅い ②近くに通える保育園がない	①しっかりと成長してほしい ②3歳から保育園等に通ってほしい	①成長の状況を見守ります ②保育園の入園手続き等のお手伝いをします	適宜	■下記の通り □特になし ①気になることがあればいつでもご相談ください。 ②必要な書類等の準備を一緒にしましょう。

通常のプランは、「〇〇できない」「△△が苦手」という問題点が記載

問題解決に向けて一緒に頑張りましょう！という気持ちを込めて

支援者だけが頑張るのではなく本人(家族)も役割を！

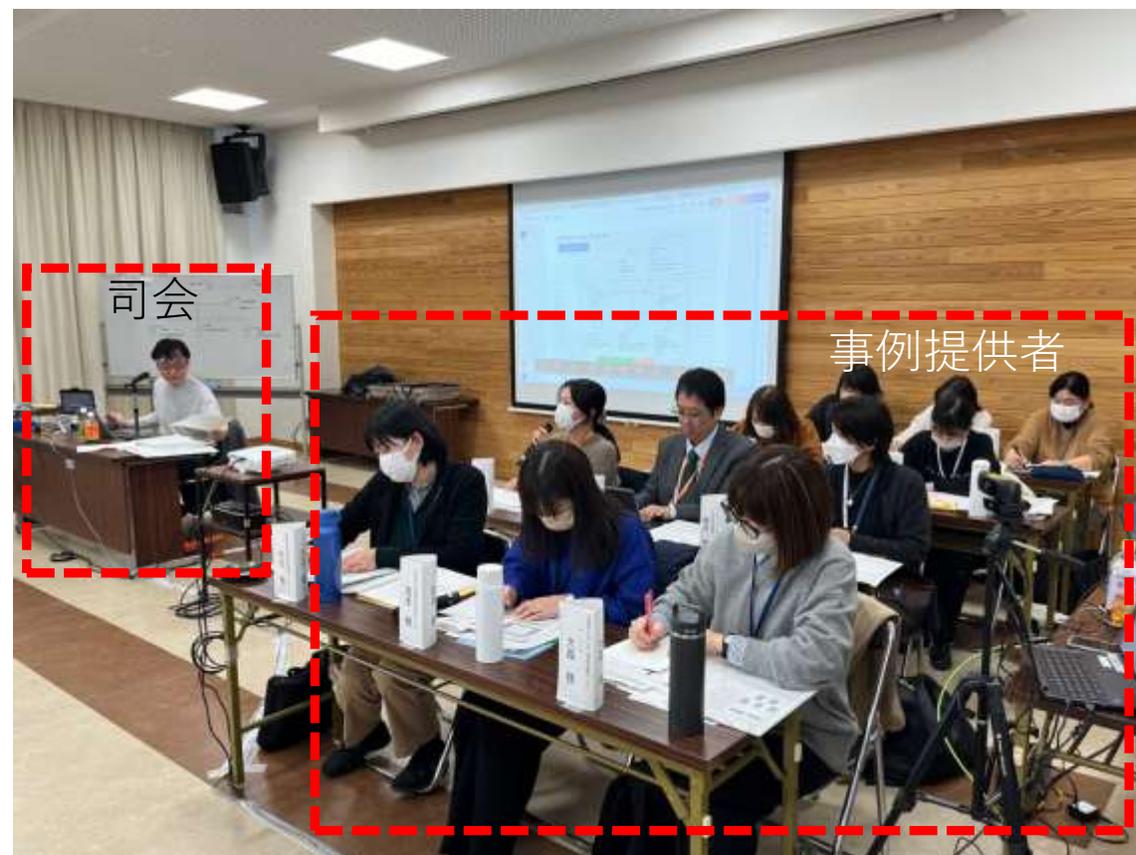
松阪市長様  
私は、上記プランに同意します。

【同意者】 令和 年 月 日 氏名: \_\_\_\_\_

【プラン作成者】  
松阪市健康福祉総務課 中嶋  
電話 0598-31-1925 Fax 0598-26-9113

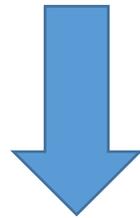
## 4. 研修機会の確保

令和3年12月に「相談支援包括化推進会議」の中で庁内7課が参加する勉強会として開始。徐々に参加機関を拡大して現在は庁内外40機関が参加。令和4年度からは分野を越えた多職種の連携強化を目的に月1回開催。講話や事例検討を通して支援のあり方を学び、お互いの組織や業務に関する相互理解を深めるとともに、学びを基に意見交換や気づきの共有を行うことで連携時に顔の見える関係づくりと理念や意識の共有を行う。



## 5. (できること) もちより会議とは・・・

「個人情報の提供を得にくく、情報が不足していて介入しづらい」  
「Linkシートを挙げてまで、大掛かりに会議をするほどでもないけど・・・」  
「問題把握・役割分担が難しい」  
「地域の方から情報が欲しいが、守秘義務がない方なので・・・」



各福祉まるごと相談室単位で開催する“ミニ支援会議”  
⇒もちより会議

- ※社会福祉法106条の6に基づく支援会議
- ※健康福祉総務課も会議に出席するが、主催は各福祉まるごと相談室
- ※プラン作成は義務化せず

支援会議は  
問題解決能力を  
高める為の  
最強ツール

地域の中で  
孤独・孤立している人等  
への見守り体制の構築  
をしていく場合等  
において、  
もちより会議は  
有効な手段

情報共有し、  
各支援者が  
できることを  
持ち寄って、  
問題解決を目指す

## もちより会議の実際の事例

- 67歳男性（発達障がい疑い？） 独居
- 生活保護（になったりはずれたり）で、少し就労もしている
- 自転車に乗ってあちこち出かける
- 糖尿病（10代～）
- 自宅はごみ屋敷（床には無数にインスリンの使用済針）
- 自称、「俺は肺がんだ」
- 「昨日は、ステージ4で、今日はステージ2」
- 病院「病状については、個人情報ですから言えません！」

# もちより会議を活用したケース

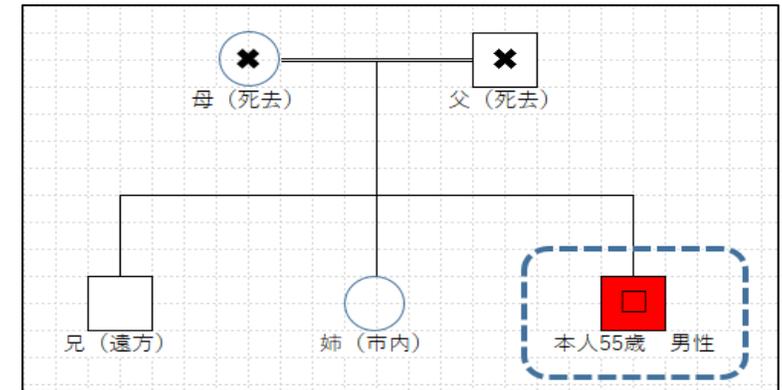
(できることもちより会議を活用)

## 民生委員 + 福祉まるごと + 健康福祉総務課 他 が連携した事例

### 「自宅がごみ屋敷で雨漏りがする家に住んでおり地域の方が心配している50代男性のケース」

#### 【ケース概要】

- ◆若年期より糖尿病を患い、現在透析治療を受けている。他にも脳梗塞（計3回）、頸椎ヘルニア等いろいろな疾患がある生活保護受給中の50代男性。理解力も低く、様々な機関が課題解決に向けて色々提案するも、本人は首を縦に振らない。
- ◆自宅はごみ屋敷状態で、屋根も傘を広げた程度の穴が開いていて雨が自宅内に入ってくる状態で、建物一部が隣家に飛んでいっている状況。
- ◆昔から地域の方もこの男性の事を気にかけており、いろいろ支援をしてきていたが、解決の見通しが立たず、「どうしていったらいいのだろうか？」という相談を福祉まるごと相談室が受け、できることもちより会議（社会福祉法106条の6に基づく支援会議）を開催することとなった。



#### 【支援経過】

できることもちより会議（福祉まるごと相談室が中心となって進める会議）を開催し、民生委員、社協（CSW）、福祉まるごと相談室、保護自立支援課、障がい福祉課、健康福祉総務課が参加をして、本人の人物像を踏まえた上で、地域の見守り体制を構築していくとともに、本人にとって一番よい方法を検討し、本人に提案していく予定。

# 6. もちより会議（支援会議）司会者マニュアルの作成

できることもちより会議（支援会議）のすすめ方



松阪市健康福祉総務課

令和7年4月1日

## 会議開催に向けての事前準備

### Step 1 「ケース概要を把握しよう」（会議を開催するべきかの検討）

ケースの相談を受けた時点でケース全体の概要を把握し、以下の要件を満たすかチェック！

ケースの属性は、複数存在するか？（例：障がい+生活困窮、高齢+子のひきこもり等）

課題点がある程度明確になっているか？（支援者の「困りごと」がある程度明確になっている）

※相談があった時点で、「どのようなケースか全くわからない」というような状態は、まるごと「丸投げ」となり得る可能性もあるので要注意！

### Step 2 「会議の種類を決めよう！」

・支援会議⇨本人同意なし（社会福祉法106条の6）★会議自体に守秘義務がかかっている

【メリット】個人情報やりのりがしやすく、プランを作成する義務がない

【デメリット】本人は会議の存在を知らないで、どこまで本人に話をしているかわからない

・重層的支援会議⇨本人同意あり（もちより会議では、現時点で開催する想定はしていません。）

【メリット】会議の内容を本人に伝えることができるので、本人に目的意識を伝えやすい

【デメリット】プラン作成をしなくてはならない

※会議を開催して欲しいというケースは、「困難ケース」「キーパーソン不在」などが多いと思います。そのような場合ですと、本人同意をもらうのは困難であることが多いので、支援会議（社会福祉法106条の6）での検討ということが多いと思われます。

※会議の種類を決めるときには、支援会議や重層的支援会議の併置ありきではなく、他の会議体（地域ケア会議等）での検討は難しいのか、または他の会議等で検討済か？ということも検討することが大事です。

◎人と人とのつながりづくり、人と地域とのつながりづくり、地域における身近な見守り体制において、身近な地域で体制を整えていくということは大事なことでありますが、その手法の一つとして、支援会議は有効な手段として考えます。一方、本人より同意が取れそうな場合は、関係者との共有はしやすく、会議を預かなくてもという状況が想定されますが、会議という形式をとることで、各々の支援機種の役割を明確化でき、意図をもった取り組みができるので、開催した方が適切であると判断できる場合は、重層的支援会議ならびにその他実施可能なケース会議の活用をご検討いただければと考えます。

【参考】会議体一覧

主な対象者	会議名	法的根拠
複合的	支援会議 ※できることもちより会議	社会福祉法 106 条の 6
	重層的支援会議	なし
生活困窮者	支援調整会議	なし
高齢者	地域ケア会議	介護保険法第 115 条の 4b
障がい者	自立支援協議会	障害者総合支援法第 89 条の 3
子ども	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第 25 条の 2

## 会議当日の準備

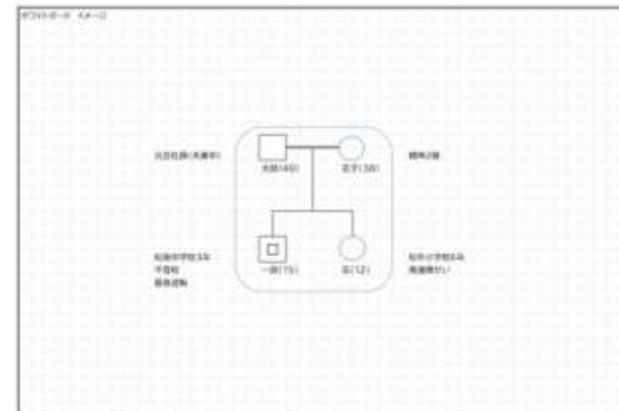
### Step 7 「出席準備をしよう！」

①ホワイトボードにジェノグラム（家族構成図）を会議開始前までに書いておく

※ジェノグラムの書き方は添付資料参照

②現時点で把握している情報を会議開始前までに書きこんでおく

★板書例



③個人情報預め書に署名をもらう（重層的支援会議の場合）

※そもそも守秘義務がある方（役所・社協職員、民生委員など）だけで会議開催なら、署名は原則不要。⇒協約書の書式は、添付のひな型を参考に！

### Step 8 「会議（初期）をはじめよう！」

#### 1. 会議開始

①はじめのあいさつ

②自己紹介（アイスブレイキングも兼ねるので、できれば場が和むようになればいいな・・）

③この会議の目的説明

【支援会議（社会福祉法 106 条の 6）】

・会議自体に守秘義務がかかっている点

・対象者はこの会議の存在を知らないで、うっかり言わないよう注意喚起する

・この会議の目的は、「問題解決」をすることではなく、「支援チームを結成すること」です。

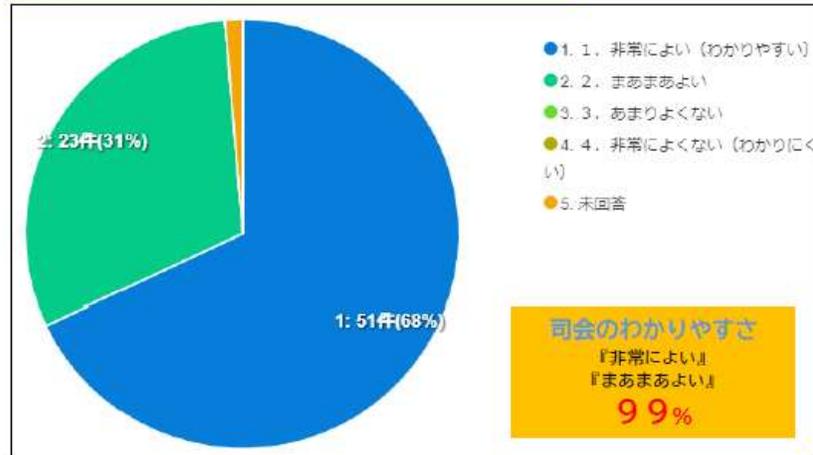
## 7. 支援会議・重層的支援会議参加者からの評価

令和6年度中に開催した、支援会議及び重層的支援会議の全出席(150人)にアンケートを送付し、多機関協働事業の評価をしていただいた(回収率50.6%)

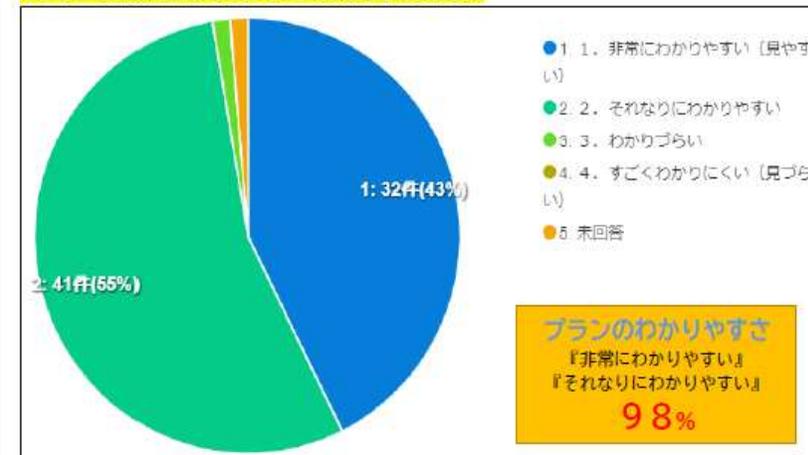
⑤司会進行について(進め方・1回あたりの会議時間の管理・会議開回数等)はいかがでしたか？



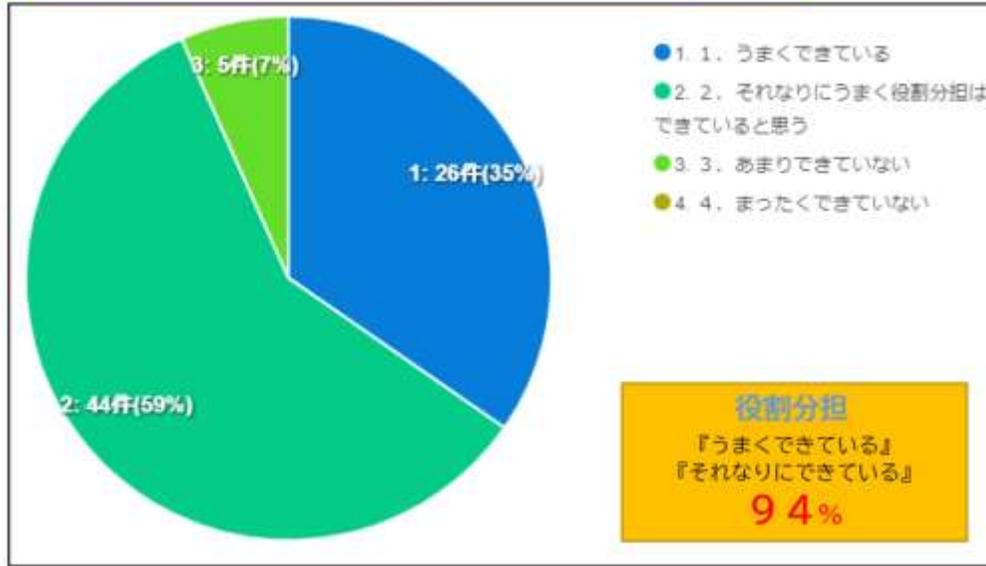
⑦司会進行について(会議内容のわかりやすさ等)はいかがでしたか？



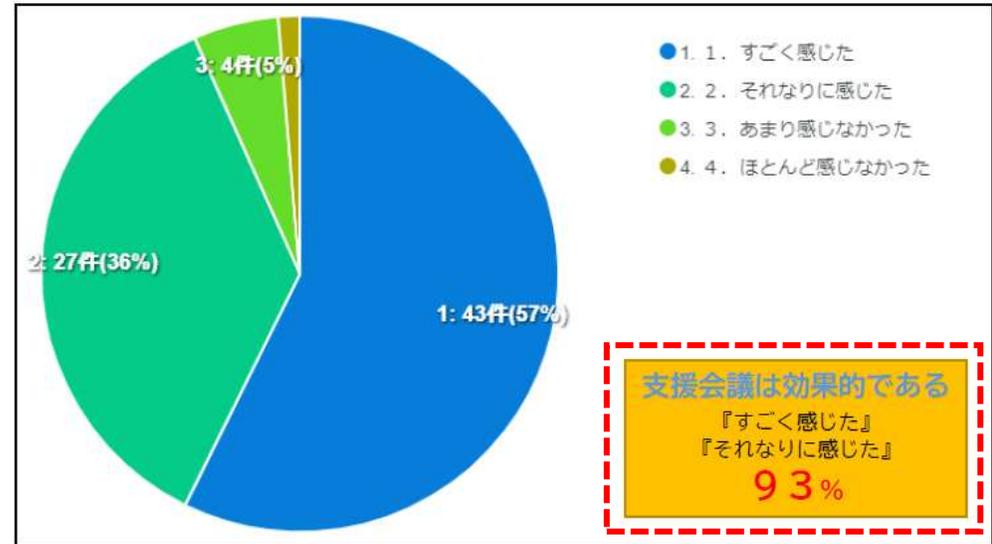
⑩プラン(支援計画書)の内容についてはいかがでしたか？



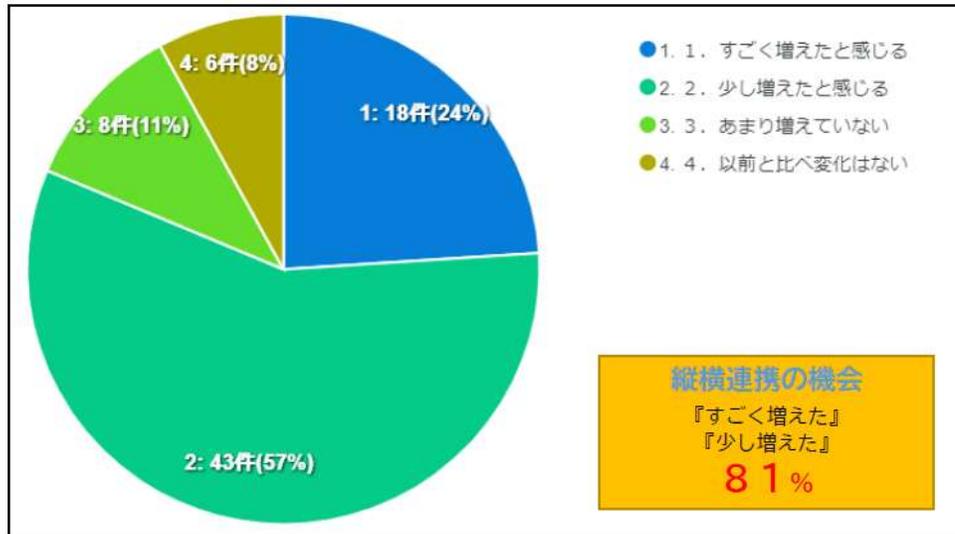
①課題解決に向けた役割分担について、会議の中でうまくできていると思いますか？



⑮会議に出席してみて、支援会議は複雑・複合的なケースを進めていく上で、効果的な会議であると感じましたか？



⑳支援会議・重層的支援会議の多機関協働事業では、庁内連携・庁内外との連携等、『横のつながり』を深めていくのが大きな役割となっています。(数年前と比べて)ここ最近、①連携がとりやすくなった②連携をとる機会が増えたなど普段の業務を通して感じることはありますか？



㉑アセスメント（情報共有）に関して、会議の中で情報をホワイトボードに集めて“情報の見える化”をするよう取り組んできましたが、その手法はいかがでしたか？



## 7. 会議参加者からの声

- 知らない情報を共有でき、同じ方向を向いてサポートしていけると感じた
- 多角的な視点で役割を決めてアプローチできる点は有効だと感じました
- 見えていない現状に気づくことができ良かった
- 問題点や役割分担が明確になったことで、問題解決の糸口が見つかった
- 学校だけではどうにもならないケースが増えており、一緒に問題解決にあたっただきありがたい

- 終結後どうなったのかわからない
- 以前に比べ、(行政の)縦割り感は少し改善されたように思うが、今でも関わりが難しい
- 会議を重ねても解決しなかった
- 然るべき機関が動かず問題解決に至らない
- 1回あたりの会議時間が長い

今後も毎年同じ質問のアンケートを実施し、客観的な評価をしていく予定

# 多機関協働事業まとめ

- まずは、対象者に関係する **包括的相談支援事業所** へ相談
- **どこに相談していいかわからない**場合は、多機関協働事業者（＝健康福祉総務課）へ相談してください
- 本人 **同意が得られない複雑複合的なケース**は、支援会議（社会福祉法106条の6）で検討
- 多機関協働事業は、**支援チームを結成**するのが目的
- 多機関協働事業は、**支援の方向性を決める**会議
- 支援会議は、**支援の方向性が定まった時点で終結**となり、以降は支援者が対応していきます



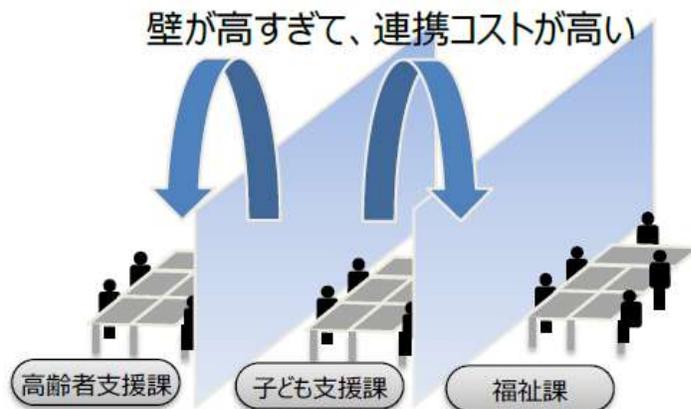
# 庁内外との連携・多機関協働のネットワーク



## 行政の縦割りとどう向き合うか

### 縦割りが過ぎると、部署間の連携コストは高くなる

- ✓ 対象者別の制度間の壁が高すぎると、縦割りの弊害が最大化し、支援対象者への円滑なリーチアウトができなくなる。
- ✓ 重層的支援体制整備事業は、この「高すぎる壁」問題へのアプローチである。



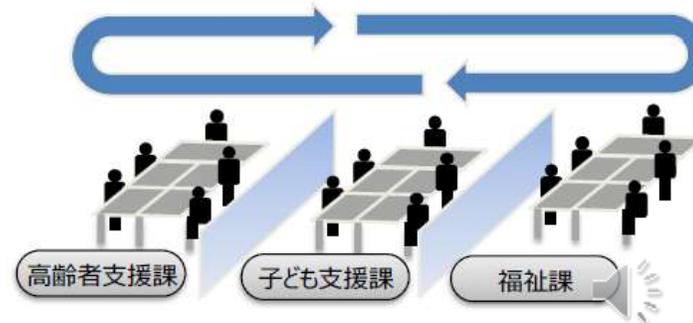
取り払ったら大混乱

現場の壁をすべて取り払えば、役割分担もできず、現場は混乱に陥るだけ。一定の組織的区分は業務の適切な運用に不可欠。各分野の制度を、ひとまとめにするわけではない。

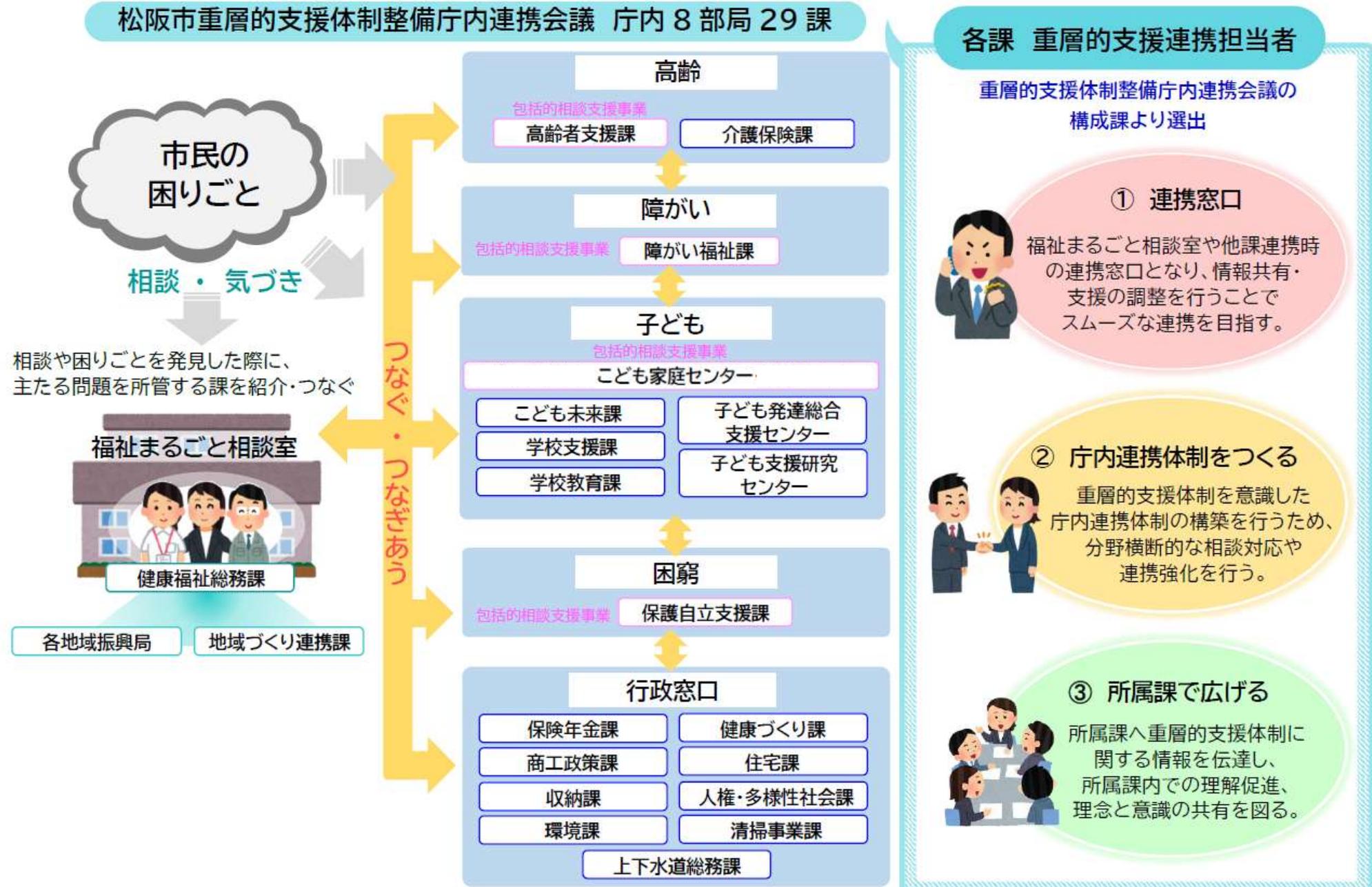


制度間の壁は残しつつ、壁を低くして風通しを良くする

既存制度の制度間の仕切りは残したまま、対象者別の制度の壁を低くすることで、風通しを良くし、スムーズな連携を目指す。スムーズな連携を阻害しているのは何かを検討することが大切。



# 「重層的支援体制整備事業庁内連携会議」による庁内連携

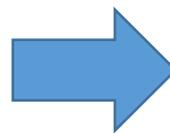


# 「重層的支援体制整備事業庁内連携会議」

講義:「重層的支援体制整備事業の概要及び庁内連携の必要性について」



会議終了してしばらくたったある日…



上下水道課職員より

「水道料金を滞納している、  
母子家庭で気になる家族がある」

⇒こども家庭センターと連携

環境課職員より

「猫を多頭飼育していて、  
自宅が不衛生で、  
息子と2人暮らしの  
気になる高齢者がいる」

⇒地域包括支援センターと連携

# 令和6年度 「重層的支援ネットワーク会議」の取り組み

開催日	内 容	講師
5月17日	【報告】 「令和5年度松阪市の多機関協働事業について」 【講義】 『複雑複合的な事例を扱う重層的支援会議「生き方支援と全方位型アセスメント」について学ぶ』	(報告) 健康福祉総務課 (事例検討会司会) 一般社団法人コミュニティーネットハピネス 代表理事 土屋 幸己さん
6月19日	【事例検討会】 「えっ！？この一家はどういう状況？～“アセスメント困難な家庭”をアセスメントする～」 【意見交換】 「これってうちの相談？～断らなくて良かった相談事例～」	(事例検討会司会) 一般社団法人コミュニティーネットハピネス 代表理事 土屋 幸己さん
8月20日	【事例検討会】 「複合的な課題を抱えているにも関わらず、訪問拒否する家庭にどうアプローチしていくべきか？」 【意見交換】 「福祉まるごと相談室との連携について」	(事例検討会司会) 一般社団法人コミュニティーネットハピネス 代表理事 土屋 幸己さん
9月25日	【講演会】 「教えて！弁護士さん ～福祉現場で直面しがちな法律的な問題の解説～」	南新町法律事務所 弁護士 伊藤 正朗さん
10月15日	【事例検討会】 「アルコール依存症の治療が必要だがペットがいるので入院できない生活保護受給者の対応」 【意見交換】 「自分が担当する業務について」	(事例検討会司会) 一般社団法人コミュニティーネットハピネス 代表理事 土屋 幸己さん
11月20日	【講義】 「参加支援の取り組みについて」 【事例発表】 「つながりから生まれる可能性～参加支援について考える～」 【意見交換】 「松阪市の参加支援・地域づくりを考える」	(講義) 一般社団法人コミュニティーネットハピネス 代表理事 土屋 幸己さん (事例発表) 松阪市社会福祉協議会 松阪支所 CSW 高尾 比呂人さん
12月17日	【事例検討会】 「家庭基盤が弱い弱な一家で生活する、準ひきこもりの息子(発達障がい)への支援」 【ミニ講座】 「『ひきこもり地域支援センター そ・えーる』の取り組みについて」	(事例検討会司会) 一般社団法人コミュニティーネットハピネス 代表理事 土屋 幸己さん
2月19日	【事例検討会】 「多機関が関わっていることも分野が担当するケース」 【意見交換】 「ネットワーク会議を振り返って」	(事例検討会司会) 一般社団法人コミュニティーネットハピネス 代表理事 土屋 幸己さん



事例検討の様子



意見交換の様子



9月20日 講演会の様子

## 令和7年度 「重層的ネットワーク会議」参加機関（40機関）

《令和7年4月時点》

健康福祉総務課	<u>障がい福祉課</u>	高齢者支援課	第一地域包括支援センター	障がい児・者総合相談センター マーベル
子ども発達総合支援センター	こども未来課	認知症初期集中支援チーム	第二地域包括支援センター	社会福祉協議会
こども家庭センター	教育委員会 学校支援課	子ども支援研究センター	第三地域包括支援センター	生活相談支援センター
健康づくり課	保護自立支援課	地域づくり連携課	第四地域包括支援センター	ひきこもり地域支援センター そ・えーる
嬉野地域振興局	三雲地域振興局	飯南地域振興局	第五地域包括支援センター	成年後見センター
飯高地域振興局	鎌田 福祉まるごと相談室	嬉野 福祉まるごと相談室	飯高 福祉まるごと相談室	日常生活自立支援センター
三雲 福祉まるごと相談室	飯南 福祉まるごと相談室	松尾・大河内・宇気郷 福祉まるごと相談室	中央・幸 福祉まるごと相談室	障害者就業・生活支援 センター みらーち
神戸・徳和 福祉まるごと相談室	花岡 福祉まるごと相談室	東部 福祉まるごと相談室	SSW(県教育委員会)	松阪保健所

休憩

# 事例検討

- 事例については個人情報を含むため、配布資料はありません。

最後に



ご清聴ありがとうございました！



松阪市マスコットキャラクター  
ちやちやも